

平成28年12月第7回互理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成28年12月9日第7回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番 鈴木 高行 2 番 渡 邊 重 益

3 番 小 野 一 雄 4 番 佐 藤 邦 彦

5 番 小 野 典 子 6 番 高 野 進

7 番 安 藤 美重子 8 番 渡 邊 健 一

9 番 高 野 孝 一 10番 佐 藤 正 司

12番 大 槻 和 弘 13番 百 井 いと子

14番 鈴 木 邦 昭 15番 木 村 満

16番 熊 田 芳 子 17番 佐 藤 ア ヤ

18番 佐 藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

		副 町 長	
町 長	齋 藤 貞	企画財政課長	三戸部 貞 雄
		事務取扱	
総務課長	阿 部 清 茂	企画財政課	関 本 博 之
		財務班長	
企画財政課	宍 戸 和 博	企画財政課	南 部 浩 秀
企画班長		復興管理班長	
用地対策	山 田 勝 徳	税務課長	西 山 茂 男
課 長			
町民生活	南 條 守 一	福祉課長	佐 藤 育 弘
課 長			
被災者支援	吉 田 美 和 子	健康推進	岡 元 比 呂 美
課 長		課 長	
農林水産	齋 藤 幸 夫	商工観光	齋 義 弘
課 長		課 長	
都市建設	佐々木 人 見	復興まちづくり	袴 田 英 美
課 長		課 長	
上下水道	川 村 裕 幸	会計管理者	牛 坂 昌 浩
課 長		兼会計課長	
教育長	岩 城 敏 夫	教育次長	鈴 木 邦 彦
		兼学務課長	
生涯学習	佐 藤 和 江	農業委員会	菊 地 和 彦
課 長		事務局長	
選挙管理委員会	阿 部 清 茂	代表監査	澤 井 俊 一
書記長		委 員	

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長 渡 辺 壯 一 庶務班長 伊 藤 和 枝

主 事 櫻 井 直 規

議事日程第 4 号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長諸報告

日程第 2 追加議案の説明

日程第 3 議案第 78号 亘理町広域運行乗合自動車条例を廃止する条例

日程第 4 議案第 79号 亘理町町税条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 80号 亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 81号 亘理町運動場条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 82号 亘理町職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

日程第 8 議案第 83号 亘理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費
に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 84号 亘理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手
当に関する条例の一部を改正する条例

日程第 10 議案第 85号 工事請負変更契約の締結について（平成 27 年度
（復交）町道五十刈線橋梁架替工事）

日程第 11 議案第 86号 工事請負変更契約の締結について（平成 27 年度
23 都災第 2958 号荒浜排水区（その 2）第一
工区災害復旧工事）

日程第 12 議案第 87号 工事請負変更契約の締結について（平成 27 年度
23 都災第 2958 号荒浜排水区（その 2）第三
工区災害復旧工事）

日程第 13 議案第 88号 町が行う土地改良事業の計画変更について

日程第 14 議案第 89号 あらたに生じた土地の確認について

- 日程第15 議案第 90号 字の区域を変更することについて
- 日程第16 議案第 91号 公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第 92号 平成28年度亶理町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第18 議案第 93号 平成28年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第 94号 平成28年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第 95号 平成28年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第 96号 平成28年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第 97号 平成28年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第 98号 平成28年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第 99号 平成28年度亶理町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第25 報告第 22号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第26 報告第 23号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第27 報告第 24号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第28 報告第 25号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第29 報告第 26号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第30 報告第 27号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第31 議案第100号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第 1号 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書
- 日程第33 委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第34 委員会の閉会中の継続審査申出について

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、16番 熊田芳子議員、17番 佐藤アヤ議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、町長提出議案についてであります。町長から追加議案1件が提出されております。

第2、議員提出議案についてであります。意見書案1件を受理しております。

第3、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申出を受理しております。

第4、教育福祉常任委員長から、付託案件審査について閉会中の継続審査の申し出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 追加議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。

町長登壇。

[町長 齋藤 貞君 登壇]

町長（齋藤 貞君） 追加議案の説明を申し上げます。

本日、追加議案としてご提案申し上げ、ご審議賜りますのは、議案1件でありま

す。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議案第100号 亙理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告による関連法案が成立したことに伴い、地方公務員の育児休業に係る子の範囲の拡大、及び介護休暇の分割・介護時間の新設について、所要の改正を行うものであります。

以上、追加提出議案についてご説明申し上げましたが、慎重ご審議賜り、原案どおり可決くださいますようお願いいたします。以上です。

議長（佐藤 實君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第3 議案第78号 亙理町広域運行乗合自動車条例を廃止する条例

議長（佐藤 實君） 日程第3、議案第78号 亙理町広域運行乗合自動車条例を廃止する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局から提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長企画財政課長事務取扱（三戸部貞雄君） それでは、議案第78号についてご説明を申し上げます。

亙理町広域運行乗合自動車条例を廃止する条例についてご説明申し上げますけれども、この亙理町広域運行乗合自動車条例は、廃止する。

附則、この条例は平成28年12月10日から施行するものであります。

この廃止する条例についてでありますけれども、JR常磐線浜吉田駅から相馬駅までの区間が12月10日、あしたでありますけれども、再開されるわけであります。震災前の運行本数と同等の本数での運行がされる見込みでありますことから、この通勤、通学のために実施していた代替のバス事業を終了するための条例を廃止するためのものであります。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番渡邊重益議員。

2番（渡邊重益君） 平成27年1月5日から、本日になるかと思っておりますけれども、この29人乗りのマイクロバスを利用した乗り合い自動車ですけれども、これまで利用さ

れた総人数並びにそれらの1日の平均人数を加味して、お答えいただきたいと思
います。

また、それらを踏まえて、これを導入した効果をどのように認識しているのか、
お伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君） それでは、昨年4月から運行しております深夜バスの
総人数でございますが、10月いっぱいの数字で3,271名、月平均が172名、1日平
均9名の運行状況となっております。

効果につきましては、震災の影響によりまして、JR常磐線の代替バスとして運
行当初はマイクロバスの乗車可能人数28名に対しまして約6割の利用者を見込ん
で運行を開始しましたが、実際にはただいま申し上げましたとおり、平均乗車9
名にとどまりはしたものの、深夜遅くまで勤務している方々への支援ということ
で、何より震災前と同じ運行ダイヤの確保の必要性を、亘理町が直接バスを運行
することによって、JR東日本に強く要望、アピールすることができました。よ
って、あしたから運行再開する震災前の上りの最終便のダイヤ確保に大きく寄与
したものと考えております。

以上です。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第78号 亘理町広域運行乗合自動車条例を廃止する条例の件を採
決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号 亘理町広域運行乗合自
動車条例を廃止する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第79号 亶理町町税条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第79号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（西山茂男君） それでは、議案第79号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

詳細につきましては、新旧対照表の最終31ページ、亶理町町税条例の一部改正の要点をごらんいただきたいと思っております。あとは、議案書の2ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、日本と台湾との間で締結されました所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のために、公益財団法人交流協会（日本）と亜東関係協会（台湾）において締結されました「日台民間租税取り決め」の内容を日本の国内で実施するために、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令」（平成28年政令第226号）が公布されたことに伴いまして、同法第8条、第12条及び第16条の改正により、「外国居住者等に係る特例適用利子等または特例適用配当等」について、当該「特例適用利子等の額」または「特例適用配当等の額」に係る所得を分離課税等を行うため、町税条例の改正を行うものであります。

まず初めに、亶理町町税条例の改正点につきまして、要点の31ページ、附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、第1項は「外国居住者等所得相互免除法」の改正によりまして、特例適用利子等を有する場合、その他の所得と区分し、税率3%を用いて町民税の所得割を計算する規定の追加であります。

第2項は、特例適用利子等の前項後段の規定の税率の適用がある場合についての読みかえ規定でございます。

第1号は、所得控除の規定中、「総所得金額」に「特例適用利子等の額」を加える読みかえ規定。

第2号は、各種控除の規定中、「所得割の額」に「特例適用利子等に係る所得割の額」を加える読みかえ規定。

第3号は、所得計算の規定中、対象に「特例適用配当等」を追加する規定の読みかえ規定。

第4号は、個人の町民税の所得割に非課税の範囲等の規定中、総所得金額の合計額に「特例適用利子等の額」を、所得割の額に「特例適用利子等に係る所得割の額」を加える読みかえ規定でございます。

第3項は、特例適用配当等を有する場合、その他の所得と区分をしまして、税率3%を用いて町民税の所得割を計算する規定であります。

第4項は、特例適用配当等を有する場合、特例適用利子3%の源泉分離課税を適用する場合についての規定であります。

第5項は、特例適用配当等に前項後段の規定の税率の適用がある場合についての読みかえ規定でございます。

第1号は、所得控除の規定中、「総所得金額」に「特例適用配当等」の額を加える読みかえ規定。

第2号は、各種控除の規定中、「所得割の額」に「特例適用配当等に係る所得割の額」を加える読みかえ規定。

第3号は、所得計算の規定中、対象に「特例適用配当等」を追加する読みかえ規定。

第4号は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の規定中、総所得金額の合計額に「特例適用配当等の額」を、「所得割の額」に「特例配当等に係る所得割の額」を加える読みかえ規定でございます。

附則第20条の第3項につきましては、今回附則第20条の2を新設することに伴いましたの条ずれでございます。

次に附則でございますが、第1項、この条例は平成29年1月1日から施行する。経過措置としまして、第2項、改正後の亶理町町税条例の附則第20条の2の規定は、施行日（平成29年1月1日）以後に支払いを受けるべき適用配当等に係る個人町民税について適用するものでございます。

以上で、議案第79号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番木村 満議

員。

15番（木村 満君） 2点質問させていただきます。

今回の法律改正において、適用になる方は本町においてはいらっしやらないということだったんですけれども、今回の法律改正同様、相互主義が問われている国というものが41カ所ほどあるかと思うんですけれども、そこまで範囲を広げた場合、何名ほど本町においては適用になっている方がいらっしやるのかというのが1つ。

そして、今回のこの法改正においては、民間企業の海外進出というものを促すというのが目的の一つにあらうかと思うんですけれども、最近は大企業のみならず、中小企業、または個人においても海外進出するということが頻繁に行われております。そこで、本町においても、今回の改正というものをわかりやすく広報する必要があるかと思うんですが、いかがでしょうか。

その2点をよろしくお願いします。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（西山茂男君） まず、1点目なんでございますけれども、日本との租税条約を締結している国につきましては96カ国、平成28年5月1日現在でございまして、その中で地方税を対象にしている国については、木村議員がおっしゃるとおり41カ国ございます。その中で、本町の平成27年12月現在の外国人住民につきましては、全体で94名いらっしやるんですけれども、その中で適用となる方につきましては、18名ほどいらっしやるという形で今確認しております。

2点目につきましては、ホームページ上等で今回の改正等については広報したいと考えております。

以上です。（「了解です」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第79号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件を採決いたし

ます。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号 亶理町町税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第80号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第80号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 議案第80号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書の9ページになります。

議案第80号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

亶理町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するというものです。

今回の改正につきましては、ただいま税務課長から説明があったとおり、亶理町町税条例の一部を改正する条例同様で、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部が改正されたことから、町民税で分離課税される特例適用利子及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるために、課税の特例に関する規定を加えるものであります。

それでは、新旧対照表において説明いたします。新旧対照表の11ページからになります。

それではまず、新旧対照表の13ページをお開きください。

亶理町国民健康保険税条例附則の現行第10項、11項、12項については、第10項、11項を新設することに伴う条ずれとなります。

11ページに戻りまして、現行の附則第9項の次に第10項といたしまして、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例を追加します。

12ページでは、第11項に特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を法

律改正に合わせて改正するものでございます。

議案書11ページをお願いいたします。

施行期日は平成29年1月1日とし、平成30年度の国民健康保険税の課税分から適用するものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第80号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号 亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第81号 亶理町運動場条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第6、議案第81号 亶理町運動場条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） それでは、議案第81号 亶理町運動場条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書の12ページをお願いいたします。

議案第81号 亶理町運動場条例の一部を改正する条例。

第1条 亶理町運動場条例の一部を次のように改正する。

こちらの改正でございますが、東日本大震災により流出した施設の廃止と新たに整備した施設を追加するため改正するのが、主な内容でございます。

それでは、新旧対照表のほうでご説明を申し上げますので、新旧対照表15ページをお願いいたします。

まず、第1条、亶理町運動場条例の一部を次のように改正するということですが、第2条第1項設置について「災害時の避難収容施設を確保するため」を追加するものでございます。

同条2項は、現行の亶理町吉田野球場を東日本大震災により流出したため削除し、新たに整備した亶理町亶理中央地区工業団地広場と亶理町長瀨小学校跡地運動場を追加するものでございます。

次に、第4条使用料関係の別表です。新旧対照表16ページをお願いいたします。

区分の欄でございますが、亶理町吉田野球場を現行のほうから削除しまして、亶理町亶理中央地区工業団地広場と亶理町長瀨小学校跡地運動場を追加するものでございます。

備考3の原則町内居住者のみに使用させる施設に、亶理町亶理中央地区工業団地広場を追加するものでございます。

続きまして、2条になりますが、新旧対照表17ページをお願いいたします。

第2条第2項は、亶理町おおくま防災広場と亶理町よしだ防災広場を追加するものでございます。

次に、新旧対照表18ページをお願いいたします。

第4条使用料関係の別表でございます。区分の欄に、亶理町おおくま防災広場と亶理町よしだ防災広場を追加するものでございます。

次に、備考3に「亶理町おおくま防災広場及び亶理町よしだ防災広場は、災害時の避難収容施設を兼ねるものとする」を新たに加え、改正前備考3、備考4をそれぞれ備考4、備考5に繰り下げ、繰り下げた備考4の原則町内居住者のみに使用させる施設に、亶理町おおくま防災広場と亶理町よしだ防災広場を追加するものでございます。

次に、議案書の16ページをお願いいたします。

附則として、この条例中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条は平成29年7月1日から施行するということです。

なお、第2条の施行日を平成29年7月1日にした理由でございますが、新たに整備する亶理町おおくま防災広場及び亶理町よしだ防災広場の整備については平成28

年度で終了しますが、新しい施設のため、住民の皆様には施設の利用方法などを広く啓発するための期間を3カ月間とり、平成29年7月1日から正式に供用開始するものでございます。

以上で、議案第81号についての説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） このおおくま防災広場、そしてよしだ防災広場は、本来は車で逃れてきた方のための防災施設、避難施設であるわけですね。それが、完成と同時にある一定の一つの制限を加えて利用させるというふうなことが、まず、適当なことなのか。

また、もう一つについては、それを料金を取るということでございますね。本来ならば、誰しものが自由に出入りできる広場であるわけですから、目的が復興交付金でつくっているわけでありますから、そういった目的に沿った活用方法、これは理解できる話でありますけれども、そういったところについての考え方はどういったことだったのか、お聞きいたします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） 復興交付金で整備した施設を一般に開放することの話ですね、1点目は。（「はい」の声あり）

それについては、整備の際にも、こういう大きな災害の避難のために整備するものでございますが、こういう避難というのはもちろん希望としてもそんなに来てほしくないし、とにかく何年に一遍、何十年に一遍とかそういう頻度で多分訪れるものと考えております。その際に、有事の際はただいま議員もおっしゃったように、6号線から上に示しております避難所へ車で逃げる場合に、6号線までの間が渋滞してということで、6号線の手前に自動車避難した人たちが、そういう場合には車を置いて避難所へという目的でございますが、通常時については、そのまま何も使わないということではなくて、広く住民の皆様に対して余暇を楽しんでもらったり、あとは災害の訓練をしてもらったり、隣接する小学校、中学校、保育所、児童館など、広く多くの住民の方に平常時には利用してもらおうということも、一つの目的でございます。

もう一点の復興交付金で整備した施設から利用料金を取るということについてのお話で

ございますが、これについては確認したところ、幾ら復興交付金で整備したとはいえ、その施設は通常維持管理に経費がかかります。その維持管理費に充てるものであれば構わないという話は受けております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） そういたしますと、9月の定例会で工事契約が出てきております。

この平面図を拝見いたしますと、おおくま防災広場もよしだ防災広場も扉が設置されているわけです。これは、365日常に有事の際には開閉できるというふうな体制を整えるということでございますね。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） 扉は設置されておりますが、有事の際というか、鍵はそこないので、そのところは365日入れる状態になっておりますが、災害時はそうでございますが、通常時は鍵というのはないんですが、町内に今まで整備した各運動場があるんですが、通常時はそれと同じような形で、今後団体が占有する場合には利用していただきたいということで、今検討を進めているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 今回、防災公園という名目で、荒浜に10メートルの丘が1基、あとは吉田に3つほどが今建設中でございます。これは周りに柵がなく、誰もがそこに逃げ遅れた車両並びに人々が避難する施設として建設されております。そういった意味から、同じ目的利用ではあるのだけれども、片や大きい2ヘクタールほどの平面面積を持つ施設の避難施設、そして片や高台という避難施設というふうな、目的は同じなわけです。これは、当然整合性はとれるわけでございますね。片や無料にして片や有料にするというふうなことは、当然整合性をとった上で判断なされているということでございますね。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） 避難丘と今回整備した2つの防災広場でございますが、占有する場合には、ということで料金をいただくようになります。個人的に近所の子供たちが、そこを誰も使っていないという場合にはもちろん出入りできますので、そういう場合は特に料金は必要としません。占有する場合だけで、あとは占

有する場合も、例えば地区で何かするとか、運動の施設、あとはいろんな貸し出し施設においても、減免の扱いというものもありますので、各地区で何か訓練をやるとか、そういう中身によってはもちろん料金を取らないで、減免に該当すれば利用をしていただくというような考えであります。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） ちょっとお尋ねしますけれども、今回この表に載っている運動場と言うんですね。運動場というものの規定、防災広場も運動場、長瀬小学校跡地も運動場、そういう面で、そこからそれを利用した方々から料金をいただくと。例え1時間200円であっても、1日使えば1,000円を超えるというような金額になります。そうした場合に、長瀬小学校の校庭の現状を見れば、例え占有したとしても、千二百、三百円を取れるような施設かと。皆さん現状を見ていると思うんですけども、今使っている長瀬小学校の校庭、あぶくま公園、消防の水防訓練で使って、東側のグラウンド、あれで金を取れるのかという、あのような状態で。紙では書いているけれども、実際の現状からすれば、それなりに値する公園、運動場かと。設定すればいいというものではないんだよね。貸し出して利用料をいただくとすれば、それなりの整備をしたところを貸し出すというのが基本だと思う。それなりにあそこを使っている年寄りのグラウンド・ゴルフとか、たまに遊んでいる方が、占有して使っているわけです。それが、午前中使えば600円払わなければならないと。そういう問題ではないと私は思うのね。基本的に違うのではないかと思うんです、つくれば金を取るということ自体が。提供する以上はそれなりのものを提供しないと、利用料は発生しない。利用者の立場になってこういうものをつくらないと。言っていることわかりますか、そういうことなんですよ。こうやって決めれば金を取るという状態でないと。利用者が、これなら払ってもいいよという状況のものを提供していただきたい。現場がそういう状況になっているかということなんです。それにちょっと答えてください。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） 今鈴木議員のおっしゃることもわかります。

ただ、こちらとしても、利用者の方が十分本当に満足しているかどうかということでございますが、定期的にグラウンドの整備とか、あぶくま公園とかそういうところについては除草とかというのもやっているような状態でございますし、あ

とは月曜日と金曜日には、各施設を職員が貸し出すためにどんな状態になっているかということで回ってはおります。その際に問題になった部分については、本当に早急にグラウンド整備なり、除草なりというふうに、使っていただく方が料金を払っても満足できるようになるように、今後さらに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 1 番鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 今後、言われてからそのようにするという話だけれども、まず一事が万事そのような話ではだめなんだよね。事前に、こういう料金を設定する以前にそういう状況になっていないと、貸し出しというのは成り立たない。これだって契約だからね、料金を払うというのは。金が伴うというのは契約なんだから。いいものがあって、初めて料金を払うんだから。そして、今度新たによしだ防災広場、おおくま防災広場はどのような状況で貸し出しするような広場、運動場なのかちょっとわからないけれども、これらも常にオープンにしておく。よく見るのは、どの公園だって大体草だらけなんだ。集合住宅、あとは荒浜の新しくできた住宅の公園、周りを見ればどのような状況か皆さんもわかるだろうと思うんです。ちびっこ広場もそうだ。皆、状態的には良好な状態にはなっていないということで、それがなおさら大きい状態の公園となれば、相当の金も必要だし、相手が払う金も、何だ、こんなものを借りて金を1,000円以上払うのかというようなことにならないように、やっぱりこういう料金を設定するのであれば、そのような状況で貸し出しするのが当然なんです。これが町民サービスなんです。そういうことを肝に銘じて、こういう料金を設定してちゃんとした状態のものを貸し出す、満足して帰っていくと、そういうものをちゃんと皆さんに考えてやっていただきたいなと私は思います。

答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） 議員のおっしゃることは十分こちらでも理解できますので、今後施設もますますふえてきましたので、今までに比べて施設がふえたから荒れているとかということをおわれないように、十分努めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） ちょっと確認をしたいんですけども、今の防災広場は施錠するというのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） 扉はつけますが、施錠はしません。そして防災担当、総務課のほうとも話していますが、地元の方との連携とか、有事の際は、施錠はされていないんですけど、もちろんそこで誘導するとかというようなこともありますので、今後やはり打ち合わせというのを綿密にして、利用できるような状態にしていきたいと思っています。施錠はしません。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第81号 亶理町運動場条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号 亶理町運動場条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第82号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第82号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部清茂君） それでは、議案第82号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の17ページになります。新旧対照表は20ページをお開きいただきたいと思います。

議案第82号 亘理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということで、第1条、亘理町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。少し後に、また第2条で同じく一部を改正するというふうなことで、今回2条立てで条例の改正を行うものでございます。

今回の改正の理由につきましては、本年の人事院勧告が平成28年の8月にあったわけでございますけれども、民間の賃金の状況を反映して、3年連続の引き上げを行うという内容と、今回の人事院勧告に伴って、国のほうの一般職員の給与に関する法律の改正が11月の下旬に行われたことから、それに準じて亘理町職員の給与に関する条例について改正するものでございます。

人事院勧告の内容でございますが、主なものは給料の関係で、民間との格差の関係から、給料表の各額の引き上げということで、平均0.2%の改定率ということで、金額にすると400円程度。ただし、若年層それから初任給等については、1,500円ほどの引き上げになっているということでございます。

それからボーナスにつきましても、一般の職員でございますが、年間4.2カ月を4.3カ月分ということで0.1カ月分引き上げという内容と、扶養手当の見直し、これにつきましては、民間企業において家族手当の見直しがされている傾向があるということと、配偶者を扶養とする職員の割合が減ってきていること、そして国の施策的に子育て支援ということもありまして、子供に対する支援の拡充などから、扶養手当の額の改正。内容につきましては、配偶者現行1万3,000円を6,500円に減額する。子供については6,500円を1万円に引き上げる。その他の扶養については、父ちゃん、母ちゃんとかですけれども、そちらは6,500円変更なしという内容で、配偶者等の減額をした分を子育ての関係での子の扶養手当のほうに回すという考えになります。

先ほど申し上げましたように、2条立てで改正するわけなんですけど、施行日が異なるということで、2条立てをさせていただいてございます。

それでは、新旧対照表の20ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第1条関係の改正でございますが、第17条につきましては、勤勉手当でございます。先ほど申し上げましたように、2項の第1号のほうが一般職になるわ

けなんです、0.1カ月分ということで、100分の80を100分の90に改めるものでございます。

2項の第2号につきましては、再任用職員という扱いになるんですが、こちらについては0.05月分を引き上げる内容ということで、100分の37.5を100分の42.5に改めるものでございます。

その下の附則でございますが、平成26年の改正から、そのときから人事院勧告によって平成30年の3月31日まで、年をとった給料の高いクラスについては減額等の措置を行うということで、6級で55歳を超える職員について、級の総合的な見直しを実施しているところでございます。給与の減額、管理職手当の減額等、それから勤勉手当等の減額等をしているわけなんです、その率の改定ということで、記載のとおり改めるものでございます。

今回の改正でございますが、給料につきましては、平成28年4月1日にさかのぼって適用させていただきたいということと、勤勉手当につきましては、12月1日から適用ということで内容を定めてございます。

続きまして、第2条の関係、22ページになりますが、こちらのほうは、先ほど申し上げた扶養手当の見直しの関係になります。こちらについては、平成29年4月1日から施行をするものでございます。

第8条第2項でございますが、子育ての関係ということで、これまで扶養の中で子と孫を一緒にしていたんですが、それを明確に子と孫に分けるとということで、新たに改正で、3号に孫を区分して入れてございます。第2号のほうを子だけにしているということでございます。

第3項でございますが、先ほど申し上げた額の変更でございます。後ほど経過措置で申し上げますが、1回に平成29年4月からどんと下げたり上げたりするわけではなくて、経過措置を設けてございます。

第9条関係につきましては、今回の改正に伴って届け出等の改正をあわせて行うという内容でございます。

25ページの第17条、今回12月1日適用で勤勉手当を0.1カ月分引き上げるんですが、平成29年度につきましては、6月と12月に支給があるわけなんですけれども、それぞれにその0.1カ月分を0.05月分ずつに戻して、トータル的には今年度の改正と同じような率にするということでございます。

最後に、附則の次のページの11項でございますが、先ほど申し上げた6級の55歳以上の減額関係について、率を今回12月分でぽんと上げていますので、それをなからして改正しているということで、11項については、上げた分の率をまた2つに割ってなからしているという状況でございます。

最後に、議案書に戻っていただきまして、先ほどの経過措置の関係等もございしますので、25ページをごらんいただきたいと思っております。

施行期日等でございますが、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定、先ほどの扶養手当等の関係でございますが、平成29年4月1日から施行する。

2項として、第1条の規定による改正後の亶理町職員の給与に関する条例は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第1条改正後、給与条例の第17条勤勉手当の部分については、平成28年12月1日から適用するというふうになります。

次のページの第4項、平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例ということで、平成29年度につきましては、配偶者については1万3,000円を1万円に、子供については6,500円を8,000円に、扶養手当を支給すると。平成30年度からは、改正のとおり配偶者は6,500円、子については1万円というふうに経過措置を設けるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第82号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第83号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第84号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(以上2件一括議題)

議長(佐藤 實君) 日程第8、議案第83号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び日程第9、議案第84号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件、以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

[議題末尾掲載]

議長(佐藤 實君) 議案第83号及び議案第84号について、当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(阿部清茂君) それでは、議案第83号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、それから議案第84号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の29ページからになります。

一括での説明とさせていただきましたことにつきましては、内容的なもので、期末手当の支給について、一般職に準じて人事院勧告等の0.1カ月の引き上げを国のほうにおいても特別職の職員の給与に関する法律等の改正を行って実施しておりますので、本町におきましても特別職の常勤の者、それから議会の議員の皆さんの分の期末手当について、同じく0.1カ月分を引き上げるものでございます。

それでは、新旧対照表が27ページからになりますが、先ほどの町の一般職の職員の改正と同じように、平成28年度関係の適用、それから平成29年度でのさらなる変更ということで、どちらの条例も2条立てで設定をさせていただいてございます。

常勤のものの給与及び旅費に関する条例のほうで説明をさせていただきますので、27ページをごらんいただきたいと思います。

第4条の関係の改正、通勤手当及び期末手当ということで、2項は期末手当の規

定でございますが、100分の165を100分の175ということで、0.1カ月分引き上げるものでございます。議会議員の条例につきましては、第5条3項が同様の規定になってございまして、そちらも100分の165を175に0.1カ月分引き上げる内容になってございます。

続いて、28ページ、2条立てでやりますということでお話しさせていただきましたが、先ほどのやつは平成28年12月1日適用、そしてこの第2条関係につきましては平成29年4月から施行する分になります。先ほど一般職でも申し上げましたように、0.1カ月分引き上げた分を今回12月分で引き上げるわけですがけれども、それを次年度につきましては、6月と12月の2回にそれぞれを0.05月分ずつに戻すということで、改正をする内容になってございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第83号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第83号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号 亶理町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第84号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号 亶理町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時5分とします。休憩。

午前10時55分 休憩

午前11時04分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 議案第85号 工事請負変更契約の締結について（平成27年度（復交）町道五十刈線橋梁架替工事）

議長（佐藤 實君） 日程第10、議案第85号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長企画財政課長事務取扱（三戸部貞雄君） それでは、議案第85号 工事請負変更契約の締結についての説明を申し上げたいと思います。

まず、議案書の31ページをお開き願いたいと思います。

議案第85号 工事請負変更契約の締結について。

平成27年12月11日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1

項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする
ものであります。

工事名でありますけれども、平成27年度（復交）町道五十刈線橋梁架替工事でご
ざいます。

変更請負金額は1億7,192万1,960円でございます。増額が2,072万1,960円となる
ものでございます。

契約の相手方でございますけれども、亘理町荒浜字水神62番地 阿部工務店・結
城組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

変更の契約締結年月日でございますけれども、平成27年12月11日でございます。

工事の概要でございますが、上部工あるいは下部工、函渠工については、変更前
と同じでございます。仮設工の鋼矢板打込工法でありますけれども、当初バイブ
ロハンマでの打ち込みを計上しておったわけですが、設計位置までの打ち
込みが困難であるというようなことから、バイブロハンマ・ウォータージェット
併用の打ち込みに変更するものでございます。

さらには、道路改良工での路床のCBRの試験の結果、軟弱地盤層が出てきたと
いうようなことから、山ズリ30センチにおいて230立米の置きかえを行うものでご
ざいます。

以上が、変更の内容でございます。

次が、33ページ、34ページ、36ページまで、横断図あるいは位置図等を参考につ
けておりますので、参照願いたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番鈴木邦昭議
員。

14番（鈴木邦昭君） 先ほどはバイブロハンマだけでは困難ということでウォータージェ
ットを使うわけですが、これは地盤はやはり下のほうにいけば硬質だとわ
かりますけれども、ここは軟弱な地盤だというふうに聞いていましたけれども、
やはりこれはウォータージェットを使わなければいけないということでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） この場所につきましては、当初設計上では、軟弱地盤とは

いえバイブロハンマで施工できるという形で設計をしておりましたが、実際現場に入りましてところ、小石まじりといいますか、れきまじりの砂質が強いということで、実際に打ち込みができないという状況がわかりました。そこで、バイブロハンマのウォータージェットを併用する工法に変えたいというものでございます。

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） そうしますと、この増額が2,000万円ございます。ウォータージェットですと大体どのぐらいか、この金額というのは出せますか。出せなければ後で確認しに行きます。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） このバイブロハンマ、ウォータージェット併用に関連して、これから出てきます雨水の工事、第一工区、それから報告案件でありますけれども第二工区のほうでちょっと関連がありますので、私からお話をさせていただきたいと思います。

ちなみに第二工区で、こちらもバイブロハンマからウォータージェットに併用で変更をかけたわけなんですけれども、この矢板の長さが、今回の道路改良工事にかかわる矢板の長さとはほぼ同一でございます。約9メートルの矢板でございますけれども。それに関して、バイブロハンマからウォータージェット併用に変更することによりまして、打ち込みで1枚当たり約8,000円程度金額がふえるというような積算になってございます。引き抜きにつきましてはほぼ同額ということで、打ち込みに関してお金が上がってくるという状況でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 基本的なことをお尋ねいたします。

今回の増額は2,072万1,960円と、請負金額の13.7%でございます。昨年12月の定例会の107号の議案の説明では、橋梁架替工事としての議案でございました。そして今回は上部工、下部工、函渠工の工事内容でありましたが、橋梁架替工事というふうなことではあるのに、どんと今回道路改良工というふうな名前の路床置換工が追加されております。これは、変更という部分の変更工事よりも、追加された別枠の工事というふうに当然考えてしまいます。現地もちょっと見てきましたが、そうしたらかなりの長さもあって、ボリュームですか、230でしたか、230

立米ですね。この辺の基本的な物事の考え方、事前に精査できなかったのか。そして当初で設計を考えるべきではなかったのかということのお尋ねでございます。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 主なる工事が橋梁のかけかえとなりますが、橋梁の前後分についてもこの橋梁工事の中で同じように行うということで、当初から設計の中には入っておりました。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） あとは、先ほど同僚議員からのお尋ねの中に、バイブロハンマの打ち込み、これがウォータージェットとの併用ということになりました。先ほどの説明では、岩盤といいますか、強固だと、かたい岩盤だというふうなことだけの説明だったんですが、現地については私の認識ではそんなにかたいという認識はないんですが、その辺の詳細をお尋ねいたしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 先ほどもちょっとお話ししたんですけれども、岩盤ということではなくて、砂質土なんです。砂なんですけれども、ご存じのとおり砂については、だんだん打ち込んでいった場合に砂が細かいもんですから、それが刺さりにくくなってしまうというふうな状況になるわけでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第85号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第86号 工事請負変更契約の締結について（平成27年度23都災第2958号荒浜排水区（その2）第一工区災害復旧工事）

議長（佐藤 實君） 日程第11、議案第86号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長企画財政課長事務取扱（三戸部貞雄君） では、議案第86号 工事請負変更契約の締結について、ご説明いたします。

議案書の37ページをお開き願いたいと思います。

議案第86号 工事請負変更契約の締結について。

平成28年3月31日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとするものでございます。

工事名でありますけれども、平成27年度23都災第2958号荒浜排水区（その2）第一工区災害復旧工事であります。

変更請負金額が2億4,326万1,360円であり、増額が1,214万1,360円となるものでございます。

契約の相手方でございますが、亘理町荒浜字御狩屋159番地52 八木工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

変更の契約年月日でありますけれども、平成28年3月31日でございます。

工事の概要でございますが、開渠復旧工ということで、L型水路3.0掛ける1.2メートルの工事について、延長で408.4メートルを計上しておったわけですが、現地精査の結果、既設の排水路との接続をするために414.9メートルで6.5メートルを増工するという内容でございます。

また、仮設工で鋼矢板打込工法でバイプロハンマを見ておったわけではありますが、これも前の議案と同じように、打ち込みが困難であるということから、バイプロハンマとウォータージェットの併用の打ち込みに変更する内容でございます。

ます。

工期については、平成28年12月22日から平成29年2月28日までに延伸するものでございます。

39ページには平面図と位置図を記載しておりますので、参照願いたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第86号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第87号 工事請負変更契約の締結について（平成27年度23都災第2958号荒浜排水区（その2）第三工区災害復旧工事）

議長（佐藤 實君） 日程第12、議案第87号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長企画財政課長事務取扱（三戸部貞雄君） 続きまして、議案第87号 工事請負変更契約の締結についての説明を行いたいと思います。

議案書の40ページをお開き願いたいと思います。

議案第87号 工事請負変更契約の締結について。

平成28年3月31日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとするものであります。

工事名につきましては、平成27年度23都災第2958号荒浜排水区（その2）第三工区災害復旧工事でございます。

変更請負金額でございますが、2億5,196万6,160円でございます。1,868万6,160円の増額となるものでございます。

契約の相手方でございますが、亘理町逢隈上郡字天王62番地2 千石建設・宮城林産・木村建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

次のページにより説明を申し上げます。

変更契約年月日でありますけれども、平成28年3月31日でございます。

工事の概要ですが、開渠復旧工ということで、L型水路2.0掛ける1.5メートルを、93.5メートルを計上しておったわけではありますが、隣接地に計画中でありますパークゴルフ場への入り口を計画するというために、開渠工の22メートルを減じて71.5メートルに変更して、その入り口になる部分については函渠復旧工ということで、ボックスカルバート2.0掛ける1.3メートルを22メートル分を増工をするものでございます。

工期については、変更前と同じでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） この現場は、1,800万円の増となっておりますけれども、L型水路がここに22メートル減となっております。これは減の金額がわかりましたら教えてください。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 鈴木議員の質問に対してお答えいたします。

L型水路に関しましては、当初設計の直工費でお答えいたしますけれども、直工レベルで約170万円ほど減額になります。ボックスカルバートにすることによって、550万円ぐらいの直工のレベルなんですけれども、増額になります。差額がそこで生じるというところでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第87号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第88号 町が行う土地改良事業の計画変更について

議長（佐藤 實君） 日程第13、議案第88号 町が行う土地改良事業の計画変更についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 議案第88号についてご説明をいたします。

議案書につきましては、43ページをお願いしたいと思います。

議案第88号 町が行う土地改良事業の計画変更について。

土地改良法第96条の3第1項の規定により、下記、町が行う土地改良事業の計画を変更することについて議会の議決を求めるものでございます。

1、事業名 震災復興畑団地整備事業。

2、地区名 亘理地区でありまして、次に、44ページの震災復興畑団地整備事業変更計画概要書をごらんいただきたいと思っております。

この中の概要書の右側、一番下の欄になります備考欄の朱点線で囲んだところについて、完了年度の平成28年度を平成32年度までと期間延長の変更をすることの議決を求めるものでございます。

主な延長理由といたしまして、2点ございますが、まず1点目は、確定測量に伴

う分筆業務であります。当初の計画では、浜吉田団地のみ分筆を要する区域となっており、分筆対象は30筆、境界立ち会い関係者は37名でありました。しかし、事業を進めていく中で、開墾場、逢隈団地の地区境界の見直しを行いました。そのことから、14筆の分筆、境界立ち会い関係者が29名追加となり、時間を要することとなりました。

2点目は、相続関係業務になります。未相続者は23名で、対象地が47筆ありました。未相続のままでは、亘理郡農業振興公社との売買契約や所有権移転ができないため、関係者の方へ相続に関する支援を進めてまいりましたが、20年以上未相続となっていたもの、相続関係者間で協議が難航したものがありました。さらには、相続完了後間もなく権利者が亡くなる再相続の発生、その関係者に未成年者がいたため、成年後見人手続を要した案件もあったことから、相続完了まで想定以上の時間を要しました。このことによりまして、換地処分、登記等の業務が後にずれ込んでいるということでございます。

以上のことによりまして、現設計計画での平成28年度に事業完了ができないことから、町が行う土地改良事業の計画変更について、議会の議決を求めるものでございます。

45ページは3団地の位置図になります。よろしくご審議方お願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第88号 町が行う土地改良事業の計画変更についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号 町が行う土地改良事業の計画変更についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第89号 あらたに生じた土地の確認について

日程第15 議案第90号 字の区域を変更することについて

(以上2件一括議題)

議長(佐藤 實君) 日程第14、議案第89号 あらたに生じた土地の確認について及び日程第15、議案第90号 字の区域を変更することについての以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

[議題末尾掲載]

議長(佐藤 實君) 議案第89号及び議案第90号について、当局からの提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長企画財政課長事務取扱(三戸部貞雄君) では、議案第89号と関連がございますので、議案第90号についての一括の説明を申し上げたいと思います。

議案書46ページをお開き願いたいと思います。

この議案第89号のあらたに生じた土地の確認についてと、議案第90号の字の区域を変更することについてであります。これについては、荒浜地区の内陸部における津波被害の軽減を図るため、宮城県が県道荒浜港今泉線及び町道荒浜築港線を二線堤としての機能を有する高盛土構造で整備するに当たりまして、二号排水路部の橋梁を廃止してボックスカルバートで整備したことに伴いまして、公有水面の埋め立てを行ったものであります。その埋め立てによりまして、亘理町字築港通り3番地及び6番地52に隣接する荒浜漁港区域内の公有水面273.35平方メートルが、新たに本町の区域内に生じた土地として確認するものでありまして、地方自治法第9条の5第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案第89号でございます。

あらたに生じた土地の確認について。

地方自治法第9条の5第1項の規定により、本町の区域内に新たに生じた土地を下記のとおり確認する。

位置でございます。亘理町字築港通り3番地及び6番地52に隣接する公有水面埋立地。

面積でありますけれども、273.35平方メートルでございます。

位置図については、47ページ、48ページに公有水面の埋め立て平面図がございますので、参照願いたいと思います。

議案第90号ですが、議案第90号 字の区域を変更することについて。

地方自治法第260条第1項の規定により、本町の区域内の字の区域を下記のとおり変更するというものでございます。

区域を変更する字名であります。築港通り。左の区域に編入される区域であります。亘理町字築港通り3番地及び6番地52に隣接する公有水面埋立地273.35平方メートルでございます。

以上で、議案第89号、議案第90号についての説明を終わらせていただきます。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第89号 あらたに生じた土地の確認についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第89号 あらたに生じた土地の確認についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第89号 あらたに生じた土地の確認についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号 字の区域を変更することについての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第90号 字の区域を変更することについての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第90号 字の区域を変更することについての件は、原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第16 議案第91号 公の施設における指定管理者の指定について

議長（佐藤 實君） 日程第16、議案第91号 公の施設における指定管理者の指定についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長企画財政課長事務取扱（三戸部貞雄君） それでは、議案第91号について、初めに私のほうからこの公の施設における指定管理者の指定についての経過について、ご説明をさせていただきたいと思います。

今回の議案第91号の指定管理者の指定につきましては、平成28年8月26日及び10月21日の両日にわたりまして開催されました亶理町指定管理者選定委員会におきまして、審議の結果、指定管理者となる団体が選定されました。その内容について答申をいただいていることについて、ご報告を申し上げたいと思います。

また、詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げさせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第91号についてご説明をさせていただきます。

議案書については52ページになります。

議案第91号 公の施設における指定管理者の指定について。

下記のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

初めに、公の施設の名称でございますが、亶理町逢隈児童館。

次に、指定管理者となる団体につきましては、仙台市太白区茂庭台二丁目15番20号 社会福祉法人宮城県福祉事業協会でございます。この協会につきましては、これまでも同様に指定管理者としてお願いしている団体でございます。

次に、指定の期間につきましては、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間ということになります。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。2番渡邊重益議員。

2番（渡邊重益君） 一般質問でも取り上げさせていただきましたけれども、今回この福祉施設ということで、防災計画、避難計画などは作成してありますか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） この指定管理者を指定するに当たりまして、町と指定管理者の間で協定を結ぶことになります。その協定書の中に、危機管理に対する事項がうたわれておりまして、その中で、危機管理マニュアルを作成するというようになっておりまして、この施設におきましても危機管理マニュアルを作成して、それに基づきまして、避難計画や総合防災訓練を実施しているというような状況でございます。

議長（佐藤 實君） 2番渡邊重益議員。

2番（渡邊重益君） 先日も、11月22日も地震がありまして、津波警報が出されたことに鑑みまして、施設の安全性に関しましても、今後協定を結ぶ際にしっかり点検をするようお願い申し上げます。答弁は結構です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第91号 公の施設における指定管理者の指定についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号 公の施設における指定管理者の指定についての件は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第92号 平成28年度亶理町一般会計補正予算（第4号）

議長（佐藤 實君） 日程第17、議案第92号 平成28年度亶理町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長企画財政課長事務取扱（三戸部貞雄君） それでは、議案第92号 平成28年度亶理町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げますので、亶理町一般会計補正予算書（第4号）をご用意いただきたいと思います。

まず初めに、1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第92号 平成28年度亶理町一般会計補正予算（第4号）。

平成28年度亶理町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億9,719万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199億1,793万6,000円とするものであります。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

それでは、歳出のほうから説明申し上げますので、予算書の15ページをお開き願いたいと思います。

まず初めに、今回の一般会計補正予算につきましては、項目がかなりございますので、増額及び減額補正の大きなものを中心に説明を申し上げさせていただきたいと思います。

最初に、各款にわたりまして職員人件費を増額、減額補正しておるところでございますが、これにつきましては、4月以降の職員の人事異動及び育児休暇者の影響などによるものでございます。

それでは、2款総務費から説明を申し上げたいと思いますので、15ページの下段になりますけれども、1項12目基金管理費5億6,876万7,000円の増額補正につきましてでございますけれども、震災復興基金に寄附金を積み上げているもののほか、東日本大震災復興交付金基金におきまして、避難道路整備事業を初めとする

平成27年度分の繰越事業費の確定に伴う精算分等を戻し入れするため、積立金 5億6,866万8,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、17ページをお開き願いたいと思います。

2項2目の賦課徴収費128万4,000円を増額補正でありますけれども、これについては、右の説明欄にあるとおり、平成28年度の地方税法改正により平成29年度から遊休農地の解消、農地の利用効率化及び高度化の促進を図るために、農地保有にかかる固定資産税の課税が強化、軽減されたことに伴いまして、税務システムの改修費でございます。

次に、3款民生費の主なものについてご説明申し上げますので、19ページをお開き願いたいと思います。

1項1目社会福祉総務費におきましては、右側の20ページの説明欄に記載のとおり、国民健康保険特別会計経費1,079万6,000円を増額補正するものであります。

また、臨時福祉給付金経費におきましては、消費税の8%から10%への引き上げが2年半延期されたことに伴いまして、平成29年度における国の経済対策の一環として、社会全体の所得の底上げと低所得者の安心感を確保することを目的とした臨時福祉給付金が支給されることとなったために、必要な関係経費1億506万2,000円を増額補正するものでございます。この臨時福祉給付金は、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して支給されるものでありまして、今年度中にその申請書を送付できるように準備を行うために進めるためのものでございます。

続きまして、21ページをお開き願いたいと思います。

1項3目老人福祉費につきましては、右の説明欄の介護保険事務経費におきまして、亘理町介護保険特別会計に対する繰出金113万2,000円を減額補正するものであります。

その下の後期高齢者医療事務経費におきましては、平成27年度分の医療給付費負担金の清算に伴いまして、宮城県後期高齢者医療広域連合への負担金の増額補正及び保険基盤安定負担金の額の確定等による亘理町後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額補正が主なものであります。

続きまして、1項7目障害者福祉費4,178万2,000円を増額補正につきましては、右の説明欄の扶助費になりますが、こちらに記載のそれぞれの事業の実績に基づ

きました補正でございます。

続きまして、23ページをお開き願いたいと思います。

2項1目児童福祉総務費1,564万1,000円の増額補正でありますけれども、これも右の説明欄にございますが、子ども医療費支給経費において、これまでの給付の実績により扶助費に不足が生じる見込みであることから、1,023万2,000円を増額補正するものであります。

また、障害児福祉事業経費におきましては、施設利用者の増加に伴いまして、扶助費490万4,000円を増額補正するものが主なものでございます。

続きまして、3項1目災害救助費でございますけれども、次の25ページをお開き願いたいと思います。右側の説明欄になりますけれども、被災者が生活再建するための援護資金、いわゆる災害援護資金貸付金の繰り上げ償還金として2,242万円を増額補正するものでございます。

続きまして、6款農林水産業費でございますが、これについては27ページをお開き願いたいと思います。

1項4目農業振興費2,158万9,000円の増額補正でありますけれども、これも右の欄の農業振興事務経費におきまして、地域の担い手が経営発展に意欲的に取り組む際に必要となる農業用機械の導入について支援し、農業構造改革の加速化を図るために、担い手の確保・経営強化支援事業補助金1,989万9,000円を増額補正するものであります。

また、東日本大震災農業生産対策事業費におきましては、生産資材の追加導入が必要となったことなどから、補助金169万円を増額補正するものでございます。

続きまして、1項6目農地費でございますけれども、これも右の欄の説明欄にありますとおり、用排水路管理経費におきましては、8月から9月にかけての台風あるいは長雨等の影響によりまして、排水路に土砂が堆積したことから、土砂のしゅんせつ及び撤去が必要となったということから、機械借り上げ料として150万円を増額補正するものであります。

また、その下の国営事業で整備された農業用施設の管理経費でありますけれども、その中の国営造成施設管理体制整備促進事業経費でありますけれども、これらについては、電気料金の値上げや施設老朽化に伴いまして、維持管理費が大幅に増加をしていること、あるいはネットフェンス設置等の安全施設工事費の増額によ

りまして、施設を管理する亘理土地改良区に対しまして、管理体制整備型強化支援事業補助金として452万円を増額補正するものでございます。

続きまして、29ページをお開き願いたいと思います。

29ページ、7款商工費の主なものでございますけれども、1項2目の商工振興費といたしましては、本町の観光振興を図ることを目的に、毎年発行しております「亘理町観光ガイドブック」につきまして、年度当初から配付をしていくために、印刷製本費として129万2,000円を増額補正するものであります。

また、1項4目企業誘致対策費におきましては、亘理町工業用地等造成事業特別会計繰出金1億3,536万3,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、8款土木費について説明申し上げますので、31ページをお開き願いたいと思います。

2項3目道路新設改良費1億3,089万6,000円の減額補正でございますが、これも右の欄の説明に記載してございますけれども、改良事業費におきまして、町道の改良工事に対し地権者からの用地協力等が得られたというようなことから、用地測量あるいは工事請負費、公有財産購入費など、合わせて1,210万4,000円を増額補正するものでございます。

また、社会資本整備総合交付金事業費におきましては、交付額の決定に伴いまして、2事業あわせまして1億4,300万円を減額補正するものでございます。

また、4項2目公共下水道費につきましては、社会資本整備総合交付金事業等の交付金の採択状況等によりまして、事業費の減に伴い、亘理町公共下水道事業特別会計への繰出金7,886万2,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、9款消防費について説明申し上げますので、33ページをお開き願いたいと思います。

1項5目防災費につきましては、次の34ページの説明欄になりますけれども、防災事務経費におきまして、7月に全戸配布を行った「みんなの防災手帳」について、今後転入者等への配布や町内各小・中学校へ配備するに当たりまして、増刷が必要となったことから、購入費用として150万円を増額補正するものでございます。

また、防災行政無線管理経費におきましては、町道浜吉田駅前線の道路改良工事に伴いまして、防災無線の移設が必要となったために、工事請負費279万3,000円

を増額補正するものでございます。

次に、10款教育費でございますけれども、1項1目教育委員会費につきましては、右の説明欄の委員会事務経費におきまして、私立幼稚園の就園奨励費補助金の支給対象者が増加したことから250万9,000円を増額補正するものでございます。

続いて、35ページをお開き願いたいと思います。

3項1目学校管理費といたしましては、亘理中学校の中庭及び英語等言語実習室の改修工事が必要となったことから、工事請負費として265万円を増額補正するものでございます。

続きまして、39ページをお開き願いたいと思います。

5項3目保健体育施設費でございますけれども、運動場等管理経費におきまして、震災以降、仮設住宅の建設地として使用しておりました宮前野球場につきまして、野球場としての利用を再開するために、ネットフェンスあるいはベンチ、屋根等の施設改修に係る工事請負費3,230万円を増額補正するものでございます。

なお、施設の全面改修には多額の費用がかかるわけでございますけれども、今年度は、来春からの貸し出しを行う上で施設を安全に利用できる必要最小限の工事を実施したいと考えております。

さらには、その下になりますけれども、現在整備を進めております鳥の海陸上競技場内のサッカー場につきましては、今後人工芝を実施した上で、公益社団法人日本サッカー協会からのサッカー場の公認を取得し、地域及びスポーツ振興を図っていく予定でございます。それに先立ちまして、今回グラウンドの下地等の検査を受ける必要があることから、申請手数料等の100万円を増額補正するものでございます。

以上が、歳出関係の主なものでございます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、9ページをお開き願いたいと思います。

1款町税につきましては、個人町民税におきまして、雑損控除の減少及び所得の増加などにより、増収傾向であることから、5,400万円を増額補正するものでございます。

次に、9款地方交付税につきましては、東日本大震災に係る復旧・復興事業費の減額に伴い、震災復興特別交付税109万3,000円を減額補正するものでございます。

13款国庫支出金につきましては、歳出における社会福祉費や障害者福祉費等の増額に係る民生費国庫負担金、補助金の増額補正を初め、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う土木費国庫補助金の減額補正、さらには文部科学省へ申請しておりました吉田中学校校舎改修工事に対する学校施設環境改善交付金が不採択となったことなどに伴いまして、教育費国庫補助金の減額補正などを合わせまして、総額2,859万5,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、14款県支出金になりますけれども、11ページをお開き願いたいと思います。

内訳といたしましては、国庫支出金と同様に、歳出における社会福祉費や障害者福祉費等の県負担分として、それぞれの民生費県負担金、補助金を増額補正するものであります。また、農林水産業費県補助金における担い手確保・経営強化支援事業補助金の増額補正などを合わせまして、総額で3,484万3,000円を増額補正するものでございます。

16款寄附金でございますけれども、全国の方々から災害復旧・復興のための寄附金やふるさと納税等として11件、総額にしまして18万円の貴重なご寄附を頂戴いたしました。この場をおかりしまして厚く御礼申し上げたいと思います。

続きまして、17款繰入金につきましては、内訳は13ページになります。

東日本大震災復興交付金における環境省事業分が完了したことにより、防災集団移転促進事業に伴う合併処理浄化槽設置事業の精算分、震災復興基金繰入金280万1,000円及び東日本大震災復興交付金基金繰入金78万3,000円を減額補正するものと、当初見込んでおりました亘理中央地区工業団地の用地売却が白紙となったことから、工業用地等造成事業特別会計からの繰入金6億9,600万2,000円を減額するものでございます。

また、今回の補正予算の調整財源として財政調整基金から繰入金12億5,721万9,000円を増額補正するものでございます。

19款の諸収入につきましては、今回貸し付けしておりました被災者の一部から災害援護資金貸付金の返還があったことから、災害援護資金貸付金元金収入といたしまして2,241万9,000円を増額補正するものが主なものでございます。

最後になりますが、4ページをお開き願いたいと思います。

第2表の債務負担行為補正でございますが、今回は債務負担行為の追加というこ

とで、平成29年度当初から5カ年リースを計画しております財務会計システムの更新事業につきまして、今年度中に更新手続等の準備を行う必要があることから、初年度である平成29年度分の限度額を設定するものでございます。

その追加の中身でありますけれども、事項については財務会計システム更新事業（リース料）でございます。期間は平成29年度、限度額は654万8,000円とするものでございます。

以上で、平成28年度亘理町一般会計補正予算（第4号）についての説明を終わりますので、よろしくご審議方お願い申し上げたいと思います。

議長（佐藤 實君） 当局からの説明が終わりましたが、この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午後0時00分 休憩

午後0時54分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 18ページ、2款2項2目13節の委託料、平成28年度地方税法改正に係るシステム改修業務委託についてでございますが、遊休農地解消、さらには農地の利用促進等々で、農地保有の課税強化と軽減がされるというふうなことでございますが、これについて、その遊休農地の捉え方、例えば農振白地、農用地、いろいろあるわけでございますけれどもその辺の捉え方と、2つ目はどのように強化されるのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（西山茂男君） 遊休農地の強化について、私のほうでわかるところについてご説明をさせていただきます。

まず、農地法に基づきます農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた遊休農地について、固定資産税における農地の評価において農地の売買の特殊性を考慮し、現在ですと正常売買価格に乗じられている割合0.55を乗じているんですけれども、これに乗じないこととすることになりますので、税額でいうと大体1.8倍ぐらいになるかと思われます。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菊地和彦君） 遊休農地は農振農用地のみ対象ということです。

議長（佐藤 實君） 10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） そうした場合の確認方法、農業委員会の方がするのか、航空写真とかでその辺あたりのチェックをしていくのか、そこをお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菊地和彦君） 確認は農業委員全員で行っております。今作業中です。

議長（佐藤 實君） 10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 実施期間ということで、平成28年4月1日から平成29年1月1日現在に固定資産税が課税されるわけでございますけれども、その間に該当される土地等があるのかどうか。要は、農地中間管理機構に勧告されて、貸し付けされたものというふうに対象者がなってくると思うんですけれども、その貸し付けの場合には、例えば15年以上とか、10年から15年未満の場合は3年間2分の1課税とかいろいろあるようでございますけれども、その辺あたりの該当ですね、わかる範囲でお願いします。

議長（佐藤 實君） 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菊地和彦君） 農地中間管理機構を通して貸し付けの場合は、遊休農地ではなく離農する方の分での課税になると思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 16ページになります。1項6目になりますけれどもふるさと納税についてですが、今までやってきたわけですけれども、これまでの一定の評価と改善点とかはあるのかどうかをちょっとお聞きしたいのと、それから22ページ、1項7目の障害者福祉費ですけれども、これの利用者が増加して率も上がっているというようなことですけれども、その具体を教えてくださいと思います。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） まず、ふるさと納税のほうから回答をしたいと思いません。

これまでの評価ということなんですけれども、ふるさと納税につきましては、ご承知のとおり、これまで町の返礼品としては、寄附をしていただいた方に対して農産加工品ということで実施をしてまいりました。ただ、近年、他の市町村におきましては、この返礼品を充実させることによって寄附者を拡大してきたわけな

んですけれども、本町においてはそういった取り組みをしていなかったもので、震災の経過とともに年々減少傾向にありました。

これからの改善策ということなんですけれども、今後、より一層寄附をしていただける方を拡大するために、返礼品を充実させてまいりたいと考えておりまして、具体的には今回、12月13日に、町に対して返礼品のご協力をいただける事業者を現在募集しておりまして、今お声がけをしているのが、町の観光パンフレットで「まるごとコレクション」というのがあるんですけれども、こちらに協力をいただいている事業者。あとは4月からオンラインショップ「みんなの亘理」ということでオンラインショップを開設しているんですけれども、こちらに参加をいただいている事業者。それから工業団地に誘致をしました舞台アグリイノベーションとコスメティック・アイダに今お声がけをしているほか、町のホームページ上でも募集をしまして、あとは広報の1月号でも事業者を募集し、今後、町内の事業者の方にいろいろ協力をいただいて、返礼品を充実させて、寄附者の拡大に努めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 22ページの障害者福祉扶助費の関係でございますが、こちらについては、障害者の方々のサービス事業というようなことでここに書かせていただいている事業を展開しているところなんですけど、これにつきましては、4月から9月までの利用実績をもとにしまして、今年度の見込みを算出して、これ以後にどのぐらいサービスが伸びるか伸びないかというようなことで、減額、増額というふうには出ているんですが、これは一つ一つの利用者数……（「全体でいいです」の声あり）全体につきましては、増額になっている分は、やはりこのサービスを利用する方がふえている分ということになります。減額の場合はその逆で、減っている分というふうなことでございます。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） もう1点でありますけれども、40ページ、最後のページになりますが、一番下のサッカー場の公認取得申請の件です。鳥の海のほうにサッカー場が今度整備をされるということになるんですけれども、公認申請をするということですから、当然施設の整備というようなことが必要になってくるのかと思うんですが、具体的には、例えばシャワーであるとか、あるいはトイレとか、そういつ

た設備について今現在どうなっているか、どう考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） こちらのほうでこの公認申請のための補正予算を上げた件については、先ほど副町長も説明したような内容でございます。

ただ、今大槻議員からのご質問でございますが、それに附帯する、例えば人工芝のサッカー場なり、隣接した野球場なりを整備することになるんですけれども、もちろんシャワールームとか更衣室とかというものがなければ、今は利用者もついてこないのではないかという話もいろいろ受けております。そして、その整備に合わせて、こちらも庁舎内においては、関係課においてやっぱり必要だという意見はあるんですが、今いろいろ打ち合わせをしているところで、設置しなければ、幾ら立派な施設をつくっても交流人口の増にはならないのではないかということで、設置する方向での話し合いは、今協議しているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） まず、20ページの国民健康保険特別会計、一般会計からの繰り出しということで、1,000万円を出しております。また、子ども医療費助成ということで、これも1,000万円。実績をもとに今回補正をするわけですけれども、子供の部分はどのような感じでこんなに1,000万円の補正が必要になったのか、この点をお聞きしたいと思います。

もう一つ、34ページの防災事務経費です。「みんなの防災手帳」のことです。何冊増刷をする予定になっておりますでしょうか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 24ページの子ども医療費の1,023万2,000円の増額についてでございますが、こちらにつきましては、当初予算で平成27年度と同額の予算を計上しておりましたが、これまでの医療費の伸びが見込まれましたことから、不足額を生じるということで、今回1,000万円の増額をしたところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 防災手帳の関係ですけれども、皆さんご承知のように「みんなの

防災手帳」、ミヤギテレビと東北大学の協力で寄贈いただいて、1万3,000冊いただきまして、6月に町内の全戸に配付しておりますけれども、今回の増刷につきましては1,000部を予定してございます。追加でいただければいいんですけども無理なので、今回は購入ということで進める予定にしております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 小中学校にも配布するということを説明しておられましたけれども、小中学校で、同じ防災手帳を使うんだと思うんですけども、これの利用の仕方は、どのような感じで学校では活用されるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 具体的に教育委員会と詰めてはいないんですけども、各クラスに手帳を掲示か何かしていただいて、子供たちの防災の意識等を高めるということと、中に書いてあることがいろいろと台風は怖いものだとか書いていますので、その辺を時間があれば、先生のほうからも一話してもらえればありがたいのかなと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） もう1点、32ページの町道鹿島本線道路改良工事についてお聞きしたいと思います。

これは今、鹿島川の改修をしておりますけれども、それとあわせて道路工事をするという状況なののでしょうか。また、今までと同じ道路幅の形態になるのか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 先ほど説明の中でもございましたけれども、鹿島本線と県道の停車場線の角のところの土地になりますけれども、そこところが用地に対する協力を得られるということになりましたので、今回工事を行うための経費を出させていただきます。

鹿島本線につきましては、幅員が7メートルということで改良することになっております。そういった場所の関係でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。15番木村 満議員。

15番（木村 満君） 3点質問いたします。

16ページの2款1項6目、これは先ほども質問があったんですけども、ふるさと納税の件、これはどちらに委託されるのかというのが1点です。

済みません、違うところに行きます。22ページ、3款1項7目の就労継続支援（A型・B型）事業、こちらの内訳とそれらの利用者の人数をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） まず、1点目のふるさと納税の業務委託の相手先でございまして、レッドホースコーポレーション株式会社という業者を予定しております。以上です。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 就労継続支援（A型・B型）の増額の分の内訳でございまして、就労継続A型につきましては、221万9,000円の減ということで、利用者の減による減というふうになっております。B型につきましては、1,853万2,000円の増ということで、プラスマイナスしますと1,631万3,000円の増となっております。利用者の数なんでございまして、A型につきましては、現在20名の利用者がおります。B型につきましては、77名の利用者ということになっております。

以上でございまして。

議長（佐藤 實君） 15番木村 満議員。

15番（木村 満君） さらに2点質問させていただきます。

このふるさと納税の件なんですけれども、こちらは委託料よりも多くの効果を見込んでの委託ということによろしいんでしょうかというのが1つ。

もう一つが、先ほどの就労継続支援（A型・B型）の人数なんですけれども、20名と77名ということなんですけれども、こちらの開きというのは、本町におけるこのサービスの利用者の需要を反映した数字なのかどうかという点の2点をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 財務班長。

企画財政課財務班長（関本博之君） まず1点目については、寄附額のほうが委託料よりも上回るということでございます。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 就労継続支援の関係でございまして、こちらにつきましては、利

用者の方々については、まず相談事業所のほうに相談をしていただいて、そこから利用者の方、障害者の方になるんですが、それらの方々の状態を見て、最終的には、A型に行くかB型に行くかというのはご本人とご家族の意向によって決定となるものでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 私は2カ所についてお尋ねいたします。

1点目につきましては、18ページの中段、賦課徴収事務経費の地方税法改正に係るシステム改修、先ほどの佐藤議員の続きになります。固定資産税については1月1日現在の現況で課税されるということで、今回の課税強化によるおおよその税収の見込みはいかほどなのかということが1つでございます。

もう1カ所につきましては、28ページの上段でございます。農業振興事務経費、負担金補助及び交付金の担い手確保・経営強化支援事業補助金の1,989万9,000円。構造改革の加速化、担い手確保ということで、グリーンキューブという農業法人が立ち上がったと。亘理町におけるニンニク栽培は、私が知る限り初めてだと思うんですが、ニンニクは青森県が大変有名でございます。露地栽培になると思いますが、ニンニクは約8カ月を収穫まで要するというものでありますので、この法人につきましては、これまで実績があるのかどうか、まず1点お願いします。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（西山茂男君） まずはシステム改修のほうなんですけれども、強化による増収ということなんですけれども、来年度については勧告された遊休農地がないということで農業委員会から聞いておりますので、そちらについては増収になるということはないと思われま。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） ただいまの補助金、担い手確保・経営強化支援事業補助金でございますが、おっしゃるとおり、グリーンキューブのほうにこの平成28年度補正予算で予算化されました国の補助金を受けるものとなっております。そして、この申請の要件といたしまして、目標年度であります平成30年度において、現状の10%以上の売上高ですか、そういったものが目標となります。そのほかにいろんな目標がございまして、そのほかにも経営面積の拡大とか農業の6次化、農作物の高付加価値化、経営の効率化、耕作放棄地の解消等ですね、そういったもの

も設定をして、行う事業でございます。

この方につきましては、震災後の圃場整備後におきまして所得が上がってきているということと、転作におけるニンニク栽培につきましても、植えつけ機、掘り起こし機等の購入に当たって、意欲的に取り組むというようなことの事業計画でございますので、そういったことで申請をしているところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） そうしますと、来年度に向けたというふうなことになるかと思いますが、経営面積と10アール当たりのニンニクの収量はいかほどなのか、お尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） そこはちょっと私詳しく資料を持ってきていなかったんですけども、今現状でこの方については20ヘクタールを水稻とあわせて作付していただきますけれども、それを44ヘクタールまで拡大したいということでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 最後ですが、販路でございますが、これはJAの共選もしくは独自の販路を持っているわけなんですか。ニンニクだということで、なかなかこの辺ではなじみが少ない作物でありますので。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 面積につきましては、水稻とあわせてということでの面積でございます。また、販路につきましても、この要綱につきましては独自、それからJAと協力連携のもと、販路の拡充に当たるというようなことでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 最後の40ページのサッカー場です。

この日本サッカー協会から公認を得ることによって、どのようなメリットがあるのかということと、もしサッカー協会から公認をもらえれば、どのようなランクづけの公認をもらうのか。どのぐらいランクづけがあって、その辺のどこにランクづけされるのか。そうした場合、そのランクづけされたことによって、その施

設に整備するものの将来の維持管理、公認をもらったときのランクの維持管理をするためには、どのぐらいの維持管理費が計算されているのか。そして、公認をもらったサッカー場では、どのような競技会を開催する予定なのか、将来の構想として考えているものをお示しいただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） このサッカー場の人工芝の公認申請をするに当たり、日本サッカー協会、宮城県サッカー協会といろいろ交渉を行いました。その際に、ぜひ公認をまず取っていただきたいというようなことで、サッカー協会からはお願いされた経緯があります。それに伴って、日本サッカー協会並びに宮城県サッカー協会のほうでいろいろ、今日本サッカー協会とか宮城県サッカー協会はいろんなところに芝生のグラウンド、それから人工芝生のグラウンドを広めようという展開を生じておりますので、そういった形で、宮城県のほうでもネット掲載をして、サッカー協会のほうでもネット掲載をして、宮城県のどこどこにどういうサッカー場がありますよということをPRすることはできるので、そういうことをまずお願いしたいということと、公認を取ることによって、いろんな試合を持っていくことが可能になりますよというようなことから、交流人口がふえるので、そういった形で公認を取っていただきたいというようなことを申されました。

今後の維持管理で考えられるのは、人工芝の中に敷くチップ、そういった形を今後補充をしていかなければいけないんじゃないのかなというふうに思います。

この近隣にある人工芝のサッカー場ですと、仙台大学のサッカー場があるわけでございますけれども、あそこは非常に長く、小学生から大学生までいろいろな方に貸し出しをしております、それでも10年近く対応しておりますので、そういうチップとかそういったことを入念に、それからブラッシングですね、人工芝のブラッシングをかけることによって、長もちすることができるのではないかと思います。

ただ、メンテナンスをする業者とか、日本サッカー協会に聞いて、今後いろいろ調査していきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 今、公認を取ることによって交流人口、サッカーをする人たちの交流が図られると。ただ、公認によってのメリットというのは交流人口だけではない

くて、やっぱり施設整備というのがある程度できていないと、来た人が、何だ、人工芝はあるけれども、という感じでトイレもないんだと、ベンチもないと、そういうところでは、余りメリットがない。ただ、人工芝の場合は楽天のスタジアムを見てもわかるように、永久なものではないんです。必ず更新時期というものは来る。使用頻度によって違うかもしれないけれども、大体5年に一遍ぐらいは人工芝を交換しなければいけない。劣化するんだから、天然ものではないからね。そういうときは、今回1億円の寄附を受けたかもわかりませんが、更新すれば5年後にまた1億円かかると。そのようなことはやっぱり計画的に考えていって、今度は公会計で償却試算するようですけども、やっぱり試算をしていって、年次積立をしていって、また5年後には新しい人工芝に交換するとか、そういうものを全部計算していかないと、公認として皆さんにアピールすることは難しくなってくると思います。そういうものを考えて、施設をつくるときは、人工芝いいなと思うんでないと、あと5年後にはこれを変えなきゃないと、ビニールハウスだって同じなんだから。やっぱりそういうことを常に頭の中に入れておかないと、施設をつくったばかりでは能がないんですね。そういうことを考えて、維持管理というのは大切なことなんですね。あればいいだけではない。よく次長そういうところを見て、人工芝のいい面、悪い面、公認のいい面、悪い面、そういうものを加味しながら、将来の公認サッカー場となるのであれば、どのランクだかわからないですけども、多分ランクはA、B、C、D、E、これぐらいあると思うんですね、サッカー場にも。どこに位置づけられるかわからないけれども、それ相当の準備は必要だし、それ相当の整備資金、メンテナンスも必要だということを入れて、こういうことを運用してもらおうと。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 先ほどの運動場の維持管理もこれと同じだと思うので、今後、教育委員会の中でもそういったことを精査しながら対応していきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 1点確認します。

40ページ、15節の宮前野球場フェンス等改修工事ということでございますけれども、以前教育長にもこの件でお聞きいたしましたけれども、いつから完全に使用

できるかということです。これは吉田小学校の保護者の方から、いつから使用できますかと言われておりますけれども、この件についてお聞きします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） 議案の説明にもございましたように、10月末に仮設のほうの整備が終わったということで、県から町のほうに管理が移ってまいりました。

やはり早く利用したいというのはさまざまなところから声がありまして、それで説明したように、最低限の安全性を確保するというので今回補正に上げさせていただきましたが、予定としては平成29年4月、新年度から利用していただきたいというような予定で、今回この補正予算を計上させていただいております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。5番小野典子議員。

5番（小野典子君） それでは、私のほうから最後に1つだけ、30ページの7款1項2目商工観光課のガイドブックの件でございます。

これについては、昨年も予算の段階でいろいろ質疑されたところなんですけれども、まず昨年のガイドブックの印刷部数、それから配布先は主にどんどころにやったのか、その辺からお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 印刷部数2万部を毎年印刷しているんですけれども、平成28年度におきましても、当初2万部の印刷をかけております。それで足らなくなりました、6,000冊ほど増刷をかけた次第でございます。合計で2万6,000冊なんですけれども、それを平成29年度版といたしまして、今度は2万6,000部を当初から、4月からすぐ使えるようなということで、平成29年度版を今回作成させていただいた次第でございます。

配布先につきましては、例えば町の施設はもちろんなんですけれども、ふれあい市場とか、にぎわい回廊はもちろんですね。あとは郵便局とかそういった施設、事業所のほうでもぜひ置かせてほしいということで要望もございまして、以前もお話がありましたけれども亙理駅のキヨスクにも置かせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 5番小野典子議員。

5 番（小野典子君） たしかにいろんなところに町のガイドブックが置かれているようになったことは承知しております。

ただ、もう少しと思ったのは、例えばインターチェンジであるとか道の駅ですとか、いろんなところに行くと、県外のものもたくさんあったりして、本当によくここまで手が回るなと思うぐらい、秋田県のものとか、山形県のものとか、例えば仙北の道の駅に行ったりするとそういったものが見られるんですが、町外のそういったあたりにもぜひ置いていただいたほうがいいのではないかなと思っておるのですが、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 議員のご提案にもあったように、高速道路のサービスエリアとかパーキングエリアのほうにも置かせていただくような予定になっております。もう既に鳥の海には置いているんですけども。

以上でございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第92号 平成28年度亶理町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号 平成28年度亶理町一般会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第93号 平成28年度亶理町国民健康保険特別会計補正
予算（第3号）

議 長（佐藤 實君） 日程第18、議案第93号 平成28年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 別冊の平成28年度互理町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）をご準備願います。

1ページでございます。

議案第93号 平成28年度互理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成28年度互理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,591万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,569万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。12、13ページをお願いいたします。

補正額の重立ったところを説明いたします。

1款1項1目一般管理費は、444万9,000円を追加し、5,711万3,000円とするものです。当初予算に計上していた国保担当職員の人件費相当のうち、給料、職員手当、共済組合負担金、退職手当組合負担金に不足が生じるため、増額補正するものでございます。

次に、2款1項2目退職被保険者等療養給付費は、2,394万6,000円を減額し、1億44万5,000円とするものです。10月末現在の支払い累計額をもとに、過去3年間の平均伸び率や前年度の伸び率、現年度の平均で精査し、見込み額を推計しておりましたが、退職被保険者等の減少に伴い、医療費の伸びが減少傾向になっているため、減額補正するものでございます。

2款2項1目一般被保険者高額療養費は、1,997万8,000円を追加し、3億3,934万3,000円とするものでございます。これについても同様に、10月末現在の支払い累計額をもとに見込み額を推計した結果、当初予算見込み額に不足が見込まれることから、増額補正となったものでございまして、医療の高度化や高額な治療医薬剤等によるところが大きいと思っております。

次に16、17ページをお願いいたします。

11款1項3目償還金でございますが、1,784万9,000円を追加し、1,785万円とするものでございます。これにつきましては、平成27年度の療養給付費負担金と平

成23、26年度の財政調整交付金の清算に伴う金額が確定したことによるもので、いずれも国からの負担金や補助金の超過交付分を返還するものでございます。

4目療養給付費交付金返還金は、749万5,000円を追加し、749万6,000円とするものです。平成27年度の退職者医療療養給付費交付金の精算に伴う金額が確定したことによるもので、社会保険診療報酬支払基金からの交付された超過分を返還するものでございます。

次に、歳入でございます。8、9ページに戻ります。

3款1項2目療養給付費等負担金は、4,552万2,000円を減額し、7億1,443万2,000円とするものでございます。保険給付費として支払う医療費等や社会保険診療報酬支払基金への納付金額が、支出する分の合計額から交付金や負担金として交付される分の合計額を差し引いた残りの金額に対して、国の補助32%相当分が負担金として交付されるもので、5款の前期高齢者交付金並びに9款の一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金の増額で精査した結果、減額補正するものとなったものでございます。

2項1目財政調整交付金は、1,126万8,000円を減額し、2億5,329万3,000円とするものでございます。療養給付費等負担金同様で、9%相当分が交付金として国から交付されるもので、前期高齢者交付金が増額となったことにより、精査した結果、減額補正するものでございます。

4款1項1目療養給付費交付金は、1,717万8,000円を減額し、1億1,431万7,000円とするものです。社会保険診療報酬支払基金から退職者医療交付金として今年度の額が示されたことに伴う減額でございます。

5款1項1目前期高齢者交付金は、1億4,814万円を追加し、12億651万1,000円とするものでございます。社会保険診療報酬支払基金から確定額として示されたための増額補正とするものでございます。

次のページをお願いします。

6款2項2目財政調整交付金は、1,280万1,000円を減額し、2億154万2,000円とするものです。3款2項2目同様で、9%相当分を交付金として県から交付されるものでございますが、前期高齢者交付金が増額となったことにより、精査した結果、減額となるものでございます。

9款1項1目一般会計繰入金は、1,079万6,000円を追加し、3億2,662万6,000円

とするもので、国と県からの保険基盤安定負担金が確定したため、法定繰入不足分612万8,000円、歳出で説明した国保担当職員の給料等、事務費繰り入れの不足分441万9,000円と、先ほどお話ししました国、県からの法定繰入、特定健診等の負担金とか法定繰入不足分24万9,000円を繰り入れまして、増額補正とするものでございます。

次に、9款2項1目財政調整基金繰入金は、4,720万4,000円を減額し、1億1,626万円とするものです。今回の補正で歳出予算額に対し歳入予算額が上回ったため、当初予算で歳入不足分として財政調整基金から繰り入れしていた分を減額補正するものでございます。

次に、10款1項2目その他繰越金でございますが、45万円を追加し、545万円とするものです。こちらは、平成27年度の決算剰余金が確定したことにより増額補正するものでございます。

以上で補正予算の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第93号 平成28年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号 平成28年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第94号 平成28年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第19、議案第94号 平成28年度亘理町公共下水道事業特別会計

補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、議案第94号についてご説明いたします。

別冊の公共下水道事業特別会計の補正予算書をごらんいただきたいと思います。

議案第94号 平成28年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

平成28年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,806万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,187万8,000円とする。

第2条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、13ページ、14ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費1,517万円の減額補正でございますけれども、人事異動に伴う人件費及び消費税等の公課費の減額ということでございます。

2款1項1目社会資本整備事業費7,960万円の減額補正ですが、社会資本整備総合交付金事業費及び防災・安全社会資本整備交付金事業費について、当初の要望額よりも国からの内示額が減額となつての工事請負費等の減額ということでございます。

次の15ページ、16ページをお開きください。

3款1項1目下水道施設災害復旧費1,300万円の減額補正でございますけれども、当初予定していた工事が平成27年度からの繰越予算の中で対応できたということから、工事請負費を減額するということでございます。

4款1項公債費の1,029万1,000円の減額補正ですが、平成27年度起債借り入れ利率の確定に伴う影響によりまして、起債償還利子の減額ということでございます。

次に、戻りまして歳入についてご説明いたしますので、9ページ、10ページをお

開きください。

3 款国庫支出金において、1 項 1 目社会資本整備総合交付金4,030万円の減額と2 項 1 目公共下水道施設災害復旧補助金1,190万円の減額をあわせ、5,226万円を減額補正とするものでございます。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金7,886万2,000円の減額補正ですけれども、一般会計からの繰入金の減額ということでございます。

5 款 1 項 1 目繰越金5,483万6,000円の増額補正でございますけれども、平成27年度決算によります繰越額の確定によるものでございます。

次の11ページ、12ページにまたがりましてけれども、7 款 1 項町債4,180万円の減額補正でございますけれども、公共下水道事業債2,730万円の減額と地方債同意等基準運用要綱の改正によります資本費平準化債発行可能額の算定方法の見直しに伴う資本費平準化債1,450万円の減額によるものでございます。

次に、地方債の補正についてご説明いたしますので、戻りまして4ページをお開きください。

第2表、地方債補正。変更。

公共下水道事業債を社会資本整備事業費の減額に伴い、起債限度額を3億9,390万円から3億7,900万円に減額するとともに、公共下水道資本費平準化債の起債限度額を2億4,380万円から2億2,990万円に、それから流域下水道資本費平準化債の限度額を2,020万円から1,960万円にそれぞれ減額するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同様ということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。1 番鈴木高行議員。

1 番（鈴木高行君） 公共下水道の工事が、3本ほど減額になっているんですね。1,300万円と1,500万円、この減額の理由というのは、なぜ今の時期に減額になるのか、3月あたりの確定で減額になるのならわかるんですけども、今減額する理由は、どのような形でこのような減額になったのか。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） まず、工事の本数でいうと、いわゆる交付金事業、社会資本総合整備事業で行う予定でありました污水管の敷設が3本、まずこれが減額にな

ります。これは先ほど言いましたように、交付金の額の確定ということで、今の時期に減額ということにさせていただいております。それから、災害復旧費の中で1,300万円ということで減額になるんですけれども、本来平成28年度のこの1,300万円の中で1本工事を予定しておりましたけれども、先ほども申しましたとおり、平成27年度からの災害復旧の中の繰越予算の中でこの工事が行えたというようなところから、本年度で計上しておりました1,300万円を減額ということでございます。

議長（佐藤 實君） 1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 互理第5—3号汚水枝線工事が、6,380万円減額していますね。これは当初予算に組んでこのぐらいの金額を減額するということは、交付金事業で認められなかったのか、それとも工事として必要がなかったのか、その辺の内容についてちょっとお伺いします。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 工事として必要ではないということではなくて、交付金事業としてこの額が採択されなかったというようなところでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第94号 平成28年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号 平成28年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第95号 平成28年度互理町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（佐藤 實君） 日程第20、議案第95号 平成28年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第95号についてご説明申し上げますので、平成28年度亙理町介護保険特別会計補正予算書（第3号）をご準備いただきたいと思っております。

初めに、1ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第95号 平成28年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成28年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ510万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8,543万9,000円とするものでございます。

それでは初めに、歳出から説明をいたしますので、12ページをお開きいただきたいと思っております。

主なものを説明をさせていただきたいと思っております。

1款1項1目一般管理費271万4,000円の減でございますが、これにつきましては職員1人が育児休業に入ったことから、それに係る人件費等について減額補正するものでございます。

次に、3項1目認定調査等費66万8,000円の増でございますが、現在認定の申請件数がふえておりまして、それに伴いまして訪問調査もふえているということから増額補正するものでございます。

続きまして、14ページをお開きいただきたいと思っております。

2款4項1目高額介護サービス費893万8,000円の増額補正につきましては、介護サービスを利用したときに支払います自己負担額が高額になる場合、上限額を設定しまして、その上限額を超えた分について、申請により支給することになっておりますが、その対象となる方がふえており、今後の予算に不足が生じるおそれがあるということでございますので、補正するものでございます。

また、4款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費196万9,000円の減でございますが、4月にありました職員の人事異動に伴いまして、人件費が減額となることから、補正するものでございます。

続きまして、歳入のほうを説明させていただきますので、8ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入でございますが、3款1項1目介護給付費負担金178万7,000円を増額補正するものでございますが、ここから次のページ、10ページの中段でございますが、8款1項3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）38万3,000円の減額補正まででございますが、それぞれ減額、増額がここでございますけれども、これは全て先ほど歳出でご説明申し上げました各事業費の増額、減額があったことから、歳入においてもその増減に合わせまして、それぞれ県、国等からルール分としての割合で交付されました負担金等について、同様に増額、減額になるため補正するものでございます。

続きまして、8款1項4目事務費繰入金につきましては、職員の人件費等の減額に伴いまして186万6,000円を減額補正するものでございます。

最後に、8款2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、歳出に対しまして不足する歳入分の調整財源といたしまして、153万3,000円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第95号 平成28年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号 平成28年度亘理町介護

保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩といたします。

再開は14時10分といたします。休憩。

午後1時53分 休憩

午後2時07分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 議案第96号 平成28年度わたり温泉鳥の海特別会計補正
予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第21、議案第96号 平成28年度わたり温泉鳥の海特別会計補正
予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） それでは、議案第96号についてご説明申し上げます。

別冊の平成28年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算書をご用意いたします。

初めに、1ページをお開きください。

議案第96号 平成28年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）は、次に
定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ34万9,000円を減額し、歳入歳出予算
の総額を歳入歳出それぞれ9,286万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明いたしますので、10ページをお開きください。

1款1項1目わたり温泉鳥の海管理運営費34万9,000円の減額補正につきまして
は、4月の人事異動に係ります職員人件費の減額補正をするものでございます。

次に、歳入でございますけれども、歳入は8ページでございます。

こちらにつきましては、ただいま歳出でご説明申し上げました職員人件費の減額
に伴いまして、一般会計からの繰り入れを歳出同様34万9,000円減額するものでご
ざいます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第96号 平成28年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号 平成28年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第97号 平成28年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第22、議案第97号 平成28年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 平成28年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算書の準備をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第97号 平成28年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案第97号 平成28年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ501万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,652万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。10ページ、11ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費におきましては、人件費の増によるものでございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、586万3,000円を減額するもので、保険基盤安定負担金等の額の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合から示されたことによる減となります。

財源といたしまして、8、9ページの歳入をお願いいたします。

こちらについては、3款1項2目保険基盤安定繰入金、4款繰越金につきましても、歳出に伴う減額補正となるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第97号 平成28年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号 平成28年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第98号 平成28年度亶理町工業用地等造成事業特別
会計補正予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第23、議案第98号 平成28年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長企画財政課長事務取扱（三戸部貞雄君） それでは、議案第98号 平成28年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）についてのご説明を申し上げますので、別冊の亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算書（第1号）をご準備願いたいと思います。

まず、1ページ目をお開き願いたいと思います。

議案第98号 平成28年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9億5,302万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,275万7,000円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目の工業用地等造成事業費の9億5,302万8,000円の減額でございますが、当初予算において工業団地の土地売却を見込みまして、歳出予算におきまして宮城県からの借入金の残額償還金として2億5,702万6,000円、また一般会計への繰出金として6億9,600万2,000円を計上しておったところでありますけれども、売却を予定しておりました企業側の事業計画見直しによりまして、今年度中の土地売却が困難となったため、それぞれの減額補正を行うものでございます。

次に、8ページの歳入について説明申し上げますので、8ページをお開き願いたいと思います。

この8ページの歳入につきましても、当初予算で計上しておりました土地売却収入11億568万5,000円を減額補正するもののほか、新たに一般会計からの繰入金が必要となったために、1億3,536万3,000円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 企業側の事業計画の見直し、そして今年度の進出ですね、土地売却が困難になったということですが、これは企業側の延期、もしくは縮小、そしてこれまでの交渉過程並びに今後の見通し等をお聞かせ願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君） 売却を予定しておりました株式会社アクアリザーブにつきましては、昨年12月に全員協議会で企業誘致の説明をさせていただきました、中央地区工業団地約7万6,000平米の土地売却を予定しておりました。その後、ことし2月、第5次となります国のほうの津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金、いわゆる津波原発補助金の採択は受けたものの、その後4月に、事業計画の見直しを理由に同補助金の本申請には至っておりません。さらに、ことし6月行われました津波原発補助金の第6次の公募のほうにも、企業側ではエントリーは見送っておりまして、現在は宮城県と亘理町と、企業のほうの動向を注視している状況でございます。

今後につきましては、まだ未確定ではございますが、年度明けまして平成29年度第6次の積み残しの分の第7次の同補助金を、今国のほうで調整中というような情報も得ておりますので、その辺の動向も合わせて注視していきたいということで考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） アクアリザーブはフレキシブルパイプの製造というふうなことで、雇用規模が100人ということでもあります。亘理町にとっては被災地ということもあり、大変な経済効果が期待されるわけでございますので、平成29年度に向けて鋭意ご尽力いただき、そして期待するものであります。答弁は要りません。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。6番高野 進議員。

6番（高野 進君） 今の件なんです、これからのこともあるという、ただ問題は、企業との契約ですね。恐らくしていると思うんです。その中で、ペナルティーですか、違約金というか、そういうものも本来は加味されてしかるべきだと思います。その辺はどのようになっていますか、お伺いします。

議長（佐藤 實君） 企画班長。

企画財政課企画班長（宍戸和博君） 協定のほうにつきましては、締結はしておりません。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第98号 平成28年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第98号 平成28年度亙理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第99号 平成28年度亙理町水道事業会計補正予（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第24、議案第99号 平成28年度亙理町水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、亙理町水道事業会計補正予算書の別冊をごらんください。

まず1ページをめくっていただきます。

議案第99号 平成28年度亙理町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

今回の補正につきましては、4月以降の人事異動と人事院勧告に伴う給与改定に係るものが主なものでございます。

まず第1条、平成28年度亙理町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出。第1款第1項営業費用。既決予定額8億2,276万1,000円から570万6,000

円を減額し、8億1,705万5,000円とするものでございます。

第1款第2項営業外費用。既決予定額6,792万9,000円から177万7,000円を減額し、6,615万2,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額は、次のとおり補正する。

支出。第1款第1項建設改良費。既決予定額4億5,859万4,000円から2万5,000円を減額し、4億5,856万9,000円とするものでございます。

それでは、2ページ、3ページをお開きください。

収益的支出。1款1項1目原水及び浄水費の10万8,000円の増額及び2目配水及び給水費の4万2,000円の増額並びに4目総係費の585万6,000円の減額につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定等によるものでございます。

2項1目支払利息及び企業債取扱諸費の177万7,000円の減額につきましては、平成27年度債の利息確定によるものでございます。

続いて、4ページ、5ページをお開きください。

資本的支出。1款1項3目改良事業費の2万5,000円の減額補正につきましては、人事院勧告に伴います給与改定及び職員の共済負担率の改正によるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第99号 平成28年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第99号 平成28年度亘理町水道事業会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 5 報告第 2 2 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第 2 6 報告第 2 3 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第 2 7 報告第 2 4 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第 2 8 報告第 2 5 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第 2 9 報告第 2 6 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第 3 0 報告第 2 7 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

（以上 6 件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第25、報告第22号 専決処分の報告についてから日程第30、報告第27号 専決処分の報告についてまでの以上 6 件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 報告第22号から報告第27号について、当局からの提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長企画財政課長事務取扱（三戸部貞雄君） それでは、報告第22号から報告第27号までについてのご説明を申し上げたいと思います。

最初に、報告第22号でございますけれども、議案書の53ページをお開き願いたいと思います。

報告第22号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）でございます。

平成28年10月17日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページに専決処分書がございます。

専決処分書。

平成27年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その2）工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分するものでございます。

内容についてでございますけれども、次ページの資料に基づきましてご説明を申し上げます。

まず、工事名でありますけれども、平成27年度（復交）町道荒浜大通線道路改良（その2）工事でございます。

第3回の変更契約年月日でございますけれども、平成28年10月17日でございます。

変更請負金額でございますが、1億8,581万6,160円でございます。増額が5万6,160円でございます。

契約の相手方でございますが、亘理町荒浜字水神62番地 阿部工務店・結城組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

工事の内容でございますけれども、この工事の今回の変更については、本線と二線堤との交差部の工事でありますけれども、県道の盛り土が着手されたということから、県道を東側に接続する75メートル分の暫定盛り土を施工するものであります。

また、他工事との調整に伴いまして、供用開始できない部分の区間の舗装工等を減工するものでございます。

土工の路体盛土、いわゆる取りつけ部の工事でございますけれども、当初計画5,602立米を計上したわけでありまして、5,488立米を増工いたしまして、1万1,090立米とするものでございます。これに伴いまして、路床盛り土も675立米を増工して3,400立米でございます。

先ほどの、他工事との調整によって供用開始できない部分の工事区間の舗装工事を減工するというのが路盤工で、これがRC-40の厚さ20センチのやつを960平米減工。さらには、その上の部分の表層工、密粒度アスコン20エフの厚さ5センチ、これを4,430平米。あとは歩道の表層工、これは細粒度アスコン13の厚さ3センチ、2,654平米を減工する変更の内容でございます。

56ページ、57ページについては、平面図、位置図的なものを添付しておりますので、参照願いたいと思います。

続きまして、59ページでございますけれども、報告第23号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）でございます。

平成28年11月4日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページをお開き願いたいと思います。

専決処分書。

平成27年度鳥の海公園敷地造成工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分するものでございます。

内容については、61ページの資料に基づいてご説明申し上げます。

工事名につきましては、平成27年度鳥の海公園敷地造成工事。

第3回の変更契約年月日でございますが、平成28年11月4日でございます。

変更請負金額につきましては1億6,688万7,000円、159万3,000円の減額でございます。

契約の相手方でありまして、亘理町荒浜字水神62番地 阿部工務店・結城組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

この変更の内容でありますけれども、鳥の海公園の陸上競技場、野球場の復旧工事をやるわけでありまして、現場内の盛り土材1万6,000立米を現場内の土での流用に伴いまして変更するものでございまして、土工の盛土材積込工（割山ズリ）と盛土材運搬工（割山ズリ）また基盤盛土工（割山ズリ）を1万600立米、これをそれぞれ減工するわけでございます。これについても、工期については変更前と同じでございます。

また、次ページから標準横断図、箇所図、平面図等を添付しておりますのでご参照いただければと思います。

続きまして、報告第24号、これは65ページでございますけれども、報告第24号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

平成28年11月11日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものであります。

66ページが専決処分書でございます。

専決処分書。

平成27年度23都災第2958号荒浜排水区（その2）第二工区災害復旧工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分するものでございます。

内容については、次ページの67ページでございます。

工事名につきましては、平成27年度23都災第2958号荒浜排水区（その2）第二工区災害復旧工事でございます。

第2回の変更契約年月日でございますが、平成28年11月11日でございます。

変更請負金額につきましては、2億6,251万3,440円でございます。増額が331万3,440円でございます。

契約の相手方でございますが、亘理町荒浜字御狩屋159番地52 八木工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

この工事の変更の内容でございますけれども、県道の整備事業で行った二線堤でございますけれども、この二線堤の横断函渠について、接続ますとの位置が変わったということから、この開渠復旧工のL型水路1.9掛ける1.0メートルでありますけれども、これを2.1メートル減工するものでございます。

もう一つは、仮設工で鋼矢板の打ち込みをバイブロハンマによる打ち込みで見えておったわけでありましてけれども、これも設計位置までの差し込みが難しいということから、バイブロハンマとウォータージェットとの併用による打ち込みに変えたところでございます。

この工期については、平成28年12月22日から平成29年2月28日まで延伸するものでございます。

続きまして、報告第25号でございますけれども、これは69ページでございます。

報告第25号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）でございます。

平成28年11月2日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページが専決処分書でございます。

専決処分書。

平成27年度吉田地区（その1）防災公園整備工事（復交）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分するものでございます。

工事の内容でございますけれども、次ページの71ページに記載しております。

工事名につきましては、平成27年度吉田地区（その1）防災公園整備工事（復交）でございます。

変更契約年月日が平成28年11月2日でございます。

変更請負金額でございますが、2億2,218万9,480円でございます。353万520円の減額となるところでございます。

契約の相手方でございますが、亘理町長瀬字南原193番地133 渡辺工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

この変更の内容でございますが、敷地造成工の割山ズリでございますけれども、これらについては当初は塩田のストック残土と割山ズリとの併用での計上をしておったわけでありまして、塩田におきました残土で必要量が確保できたというようなことから、この割山ズリの運搬を2,500立米減工したところでございます。

さらに、その減工に伴いまして、ストック残土を塩田から運ぶということで、6,700立米から9,200立米の2,500立米をこの塩田残土を活用したということの変更でございます。

さらには、避難丘築堤工の表土盛り土30センチでございますけれども、これらについてはいわゆる野芝の植栽部分の土がアルカリ性の土壌であるというようなことから、アルカリ性土壌でない土を購入して搬入して1,400立米を施工するという内容でございます。それに伴いまして、盛土材の運搬距離が割山の採取場の9.5キロメートルから15.5キロメートルに変更したということでございます。

さらには、野芝の種子の吹きつけが1万1,000平米を計上しておったところでございますけれども、寒くなってくると、発芽率が低くなるということが懸念されるということから、この野芝の種子吹きつけについては減工して、次年度に施工したいと考えているところでございます。

以上が工事の変更の内容でございますけれども、72、73ページが位置図、あるいは標準の横断面図でございます。参照していただきたいと思っております。

報告第26号でございますけれども、76ページをお開き願いたいと思います。

報告第26号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

平成28年11月10日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

77ページが専決処分書でございます。

専決処分書。

平成27年度吉田地区（その2）防災公園整備工事（復交）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分するものでございます。

次のページ、78ページに資料を添付しておりますけれども、工事名につきましては、平成27年度吉田地区（その2）防災公園整備工事（復交）でございます。

第3回の変更契約年月日でございますが、平成28年11月10日でございます。

変更請負金額につきましては、2億3,978万7,000円でございます。43万9,560円の減額となったところでございます。

契約の相手方でございますが、亘理町吉田字松元209番地10 田中建材輸送・結城組・松浦組 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

工事の概要でございますけれども、現在自由勾配側溝工が156メートルから147メートルの9メートルの減工でございますけれども、この変更の内容につきましては、周辺で行われております県営の圃場整備事業において、排水路の横断箇所の変更が伴ってきたというようなことから、この9メートル部分を減工するものでございます。

以上が変更の内容でございます。これらについての位置図、平面図につきましては、79、80ページでございます。

最後になります。報告第27号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

平成28年11月10日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

82ページは専決処分書でございます。

専決処分書。

平成27年度吉田地区（その3）防災公園整備工事（復交）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分するものでございます。

内容については、次ページの83ページでございます。

工事名、平成27年度吉田地区（その3）防災公園整備工事（復交）でございます。

第2回の変更契約年月日は平成28年11月10日でございます。

変更請負金額は2億6,459万4,600円でございます。それに伴いまして、増額79万2,720円となるところでございます。

契約の相手方につきましては、亘理町逢隈高屋字中原39番地1 太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

工事の概要でございますけれども、この車線分離標（ラバーポールH650）10本と道路鏡（両面反射）が20個。もう一つは便所の目隠し板が、高さ1750メートルであります。これが2基の変更でございますけれども、主な理由は、現地精査の結果、自動車侵入等による安全確保を図るために、分離標あるいは道路鏡等の設置が必要となったということからの変更でございます。

以上が、変更内容についての説明でありますけれども、84ページ、85ページには位置図、あるいは平面図等を添付しておりますので、ご参照願いたいと思います。

以上で、報告第22号から第27号についての説明を終わらせていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第22号 専決処分の報告についてから報告第27号 専決処分の報告についてまでの説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

日程第31 議案第100号 亘理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第31、議案第100号 亘理町職員の勤務時間、休暇等に関する

条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部清茂君） それでは、最後の議案ですけれども、よろしくお願いたします。

議案第100号 追加議案のほうの資料と、あわせて新旧対照表のご準備をお願いしたいと思います。

議案第100号 亘理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

亘理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するという
ことで、今回の改正につきましては、先ほどの給与関係等の人事院勧告、同じよ
うに人事院勧告の中で職員の勤務関係の点も勧告いただいています、地方公務
員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び育児休業、介護休業等育
児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が、12
月2日に公布されたことから、それに準じて町の職員の勤務時間等の条例につい
ても改正いたしたく、今回追加議案として提出させていただいた次第でございま
す。

その人事院勧告の主な内容でございますが、今回は勤務時間の関係になりますけ
れども、まず1つは介護休暇の分割ということで、現在は介護休暇を請求できる
期間は連続する6月以内ということで定めておりますが、改正によりまして、6
月以下の期間の長さはこれまで同様なんです、請求できる期間を3回以下の範
囲内で分割できるように改正するものでございます。これまでは連続する6月以
下ということだったんですが、3回に分けてとることができると。途中で例えば
旦那さんが介護休暇をとって、またさらに職員がとってといったようなこともで
きると。連続しなくてもいいというふうに改正するものがまず1点。

それから、介護時間の新設。介護のため勤務しないことが相当と認められる場合
について、1日につき2時間を超えない範囲において、連続3年までの期間、介
護時間というものを取得できるようになります。任命権者が承認ということにな
るわけですけれども、それが新たに創設されたということです。

3点目は、育児休業等に係る子供の範囲の拡大。これまでは自分の子供なり、

「その子」ということでの表現だったんですが、そこにちょっと難しい言葉なんですけれども、特別養子縁組の監護期間中の子供とか、養子縁組里親に委託されている子供も含まれますよということで、国のほうの法律等が改正されてございます。それに準じて、うちのほうで改正しているわけでございます。

それでは、新旧対照表をちょっとごらんいただきたいと思うんですが、まず、1ページ目の議案第100号資料というものをごらんいただきたいと思います。

第8条の3におきましては、先ほど申し上げました育児休業等に係る子の範囲の拡大がなされたということで、特別養子縁組の関係のお子さん、それから養子縁組里親に委託されている子供の関係を「その子」の次に括弧書きで盛り込みをしております。

続きまして、次のページの第11条が、先ほど申し上げた休暇の種類ということで、新たに介護時間を介護休暇の後に文言を追加してございます。

第15条、その一番下ですけれども、介護休暇ということで、これまで日常生活を営むのに支障がある者という表現を、要介護者ということで明記しまして、変更しているわけなんです。こちらの15条のほうでは、介護休暇を請求できる期間を3回以下の範囲内で分割できるようにということで、盛り込みをさせていただいてございます。

最初に申し上げた介護時間の関係、15条の2に新たに内容を盛り込ませていただいております。連続する3年の期間において、1日につき2時間を超えない範囲内で職員が勤務しないことを承認することができる仕組みのものでございます。

それでは議案書のほうに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成29年1月1日から、来年の年明けから施行するものでございます。法律も同様の内容でございます。

経過措置につきましては、現在において介護休暇の承認を受けている職員については、3回できるようになるので、今とっている職員も1回目としてその分を見ることができるようになります。要するにあと2回分割してとれますよということの経過措置を設けていますが、現在介護休暇を取得している職員はいない状況でございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第100号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第100号 亶理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第32 議発第1号 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書

議長（佐藤 實君） 日程第32、議発第1号 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 提出者から趣旨説明を求めます。渡邊健一議員、登壇。

〔8番 渡邊健一君 登壇〕

8番（渡邊健一君） 議発第1号であります。

平成28年12月9日、亶理町議会議長佐藤 實殿。

提出者、亶理町議会議員渡邊健一、賛成者としまして、渡邊重益、小野一雄、佐藤邦彦、百井いと子、鈴木邦昭。

有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書。

以上、議案を別紙のとおり、会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

内容ですけれども、イノシシの生息域は拡大の一途をたどっており、宮城県にお

いては、当初丸森町が生息域の北限といわれていましたが、現在では県北部まで広がっています。これらのイノシシの生息域の拡大に伴い、農作物等に深刻な打撃を与えていることは周知のとおりです。また、イノシシの駆除頭数の増により、駆除するための労働力不足及び環境悪化も懸念されます。

亙理町においては、独自の制度としてイノシシ被害防止対策事業補助金（農地への電気柵等設置経費の補助）を制定するとともに、亙理町鳥獣被害防止計画に基づき、亙理町総合農政企画推進協議会を中心としたイノシシ対策を推進しているところでありますが、想定をはるかに超えるイノシシの繁殖力の前に、被害額の減少に至っていないばかりか民家の庭先に群れであらわれ餌を探すなど、住民の日常生活すらも大きく脅かしている状況です。

よって、イノシシ個体数のさらなる削減、農作物被害軽減及び人的被害防止を実現するよう、以下の事項を求めるものです。

記

1. 宮城県鳥獣被害防止総合支援事業交付金の増額について。

年々増加するイノシシの個体数に対して、捕獲数も大幅に増加しておりますが、狩猟免許取得者及びわなの絶対数を増加させなければ、効果的かつ切れ目のない対策が困難であるため、狩猟免許取得促進と捕獲機材購入費のための予算増額等の拡充を求めるものです。

2番目としましては、隣接自治体間及び各有害鳥獣駆除隊等の有機的な広域連携の制度化について。

増大著しいイノシシの個体数を削減するためには、隣接自治体間及び各有害鳥獣駆除隊等が有機的な広域連携をすることが大きな効果をもたらすものと思料されることから、自治体間の有害鳥獣駆除隊等が密な情報交換を行い、有機的な連携をとることのできる制度の創設と、必要な予算措置を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月9日、宮城県知事殿。

宮城県亙理町議会。

以上であります。よろしくお願ひします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議発第1号 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議発第1号 有害鳥獣（イノシシ）駆除対策に対する補助の増額及び広域連携の制度化を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

日程第33 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第33、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第34 委員会の閉会中の継続審査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第34、委員会の閉会中の継続審査申出についての件を議題と

たします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 教育福祉常任委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。教育福祉常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、教育福祉常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成28年12月第7回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時59分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 渡 辺 壮 一の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 熊 田 芳 子

署 名 議 員 佐 藤 ア ヤ